

令和 6 年第 5 回上里町議会定例会会議録第 2 号

令和 6 年 9 月 5 日（木曜日）

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員（１３人）

1 番	石 井 慎 也 君	2 番	伊 藤 覚 君
3 番	金 子 義 則 君	4 番	戸 矢 隆 光 君
5 番	高 橋 勝 利 君	6 番	飯 塚 賢 治 君
7 番	猪 岡 壽 君	8 番	齊 藤 崇 君
9 番	植 原 育 雄 君	10 番	高 橋 正 行 君
12 番	沓 澤 幸 子 君	13 番	高 橋 仁 君
14 番	黛 浩 之 君		

欠席議員（１人）

11 番	新 井 實 君
------	---------

説明のため出席した者

町 長	山 下 博 一 君	副 町 長	島 田 邦 弘 君
教 育 長	齊 藤 雅 男 君	総 務 課 長	山 下 容 二 君
総合政策課長	吉 村 貴 文 君	税 務 課 長	間々田 由 美 君
くらし安全課長	関 口 博 之 君	町民福祉課長	及 川 慶 一 君
子育て共生課長	間々田 亮 君	健康保険課長	亀 田 真 司 君
高齢者いきいき課長	山 田 隆 君	道路整備課長	根 岸 利 夫 君
まちづくり推進課長	山 中 一 朗 君	産業振興課長	岩 崎 賢 二 君
教育総務課長	望 月 誠 君	教育指導課長	櫻 井 達 夫 君
上下水道課長	飯 島 博 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	神 村 輝 行	係 長	荒 井 純 一
主 査	長谷川 紀 江		

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（黛 浩之君） 連絡いたします。

11番新井實議員より、体調不良のため欠席との連絡がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 一般質問について

○議長（黛 浩之君） 一般質問を続行いたします。

9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 皆さん、こんにちは。議席番号 9 番の植原育雄でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取組が必要だと思っています。キーワードは、安全と安心、安全で安心な町づくりを進めます。選択と集中、必要な事業を選択し、実施を目指します。官民協働、官と民の協働による地域主権の町づくりを進めます。

今 9 月定例議会では、1、古新田・四ツ谷線の四ツ谷交差点改良について、2、ユニクス交差点の定周期式信号機設置について、3、学校給食費無償化の早期実現について、町長と教育長に質問をさせていただきます。

最初に、古新田・四ツ谷線の四ツ谷交差点改良について、町長に質問をさせていただきます。

まず、古新田・四ツ谷線から右折する車両と役場方面から来る車両との交通状況を見ると、この交差点は危ない交差点であり、早期の交差点改良の必要性を感じています。町長はどのように感じていますか。四ツ谷交差点の現状について伺います。

次に、四ツ谷交差点改良に伴う都市計画変更の進捗状況について伺います。

令和 5 年 3 月議会で、私は古新田・四ツ谷線と町道 125 号線との丁字路付近の交差点改良について質問をしましたが、町長は、県道上里鬼石線から都市計画道路上里町中央通り線までの区間は未整備であり、今年度、令和 4 年度なのか 5 年度なのかは確認しませんでした。町ではこの区間の都市計画変更に向けた設計業務を行っている、都市計画変更の内容は、都市計画道路上里町中央通り線から神保原堤線までの区間を廃止し、終点を神保原堤線の四ツ谷交差点とし、線状及び幅員等の変更を行う、この変更に伴い、四ツ谷交差点については交通の安全性を高めるため、現在の五差路から四差路へ交差点改良を行う計画で検討していますと答弁され

ています。前回、答弁された都市計画変更の進捗状況について伺います。

次に、四ツ谷交差点改良の総建設費見込みと今後の見通しについて伺います。

令和5年3月議会で、町長は、この交差点付近では新築住宅の建設が始まっていることは存じております、現在この変更内容について、県交通管理者等の関係機関と協議を進めておりますので、早急に都市計画変更の手続を進めるよう努めてまいりたいと思っておりますと答弁しております。現在、古新田・四ツ谷線と町道125号線との丁字路の状態で接続していますが、その手前から右へカーブして、ワープ上里方面へ直進する形で五差路から四差路へ交差点改良を行う計画と、私は聞いております。いずれにしても、この交差点付近では新築住宅の建設が始まっていることは存じておりますとも、町長は答弁をしております。今回の一般質問では、四ツ谷交差点改良の総建設費見込みと今後の見通しについて伺います。

次に、ウニクス交差点の定周期式信号機設置について、町長に質問させていただきます。

私は、ウニクス上里店の出入口への定周期式信号機設置について、平成25年3月議会、平成27年9月議会、平成29年12月議会、平成30年6月議会、令和5年9月議会、そして今回で6回目の一般質問となります。平成23年9月に関係地元区長さんなどにより、定周期式信号機への変更の要望書が上里町に提出されております。最近では、令和6年5月30日、道路信号機設置に関する要望書が本庄警察署長宛てに、大字嘉美の区長から提出されて、その写しが上里町の担当課に送付されております。

また、令和5年度町村議長会を通して、県道藤岡本庄線の継続地内ウニクス上里店出入口における信号機の設置についての回答については、警察本部の交通規制課の回答では、信号機の設置につきましては、信号柱を立てる場所、歩行者の滞留場所、交通事故の発生状況、交通の流量、道路幅員、住民の要望などを総合的に勘案し、必要性の高い場所に設置しております。要望場所については、現地調査を実施しましたが、
方面から県道藤岡本庄線に向けての道路の幅員が狭く、ウニクス側については店舗出入口で私有地であり、道路改良等を行わなければ物理的環境が整わず、現時点では設置は困難です。引き続き道路管理者等と連携し、要望場所の物理的設置環境が改良された場合は検討してまいります。

それから、県土整備部の道路環境課の回答については、定周期式信号機設置の動向を踏まえ、上里町と交通事故防止対策について協議をしてまいります。令和5年度に県に要望した回答をいただいておりますが、ウニクス交差点の定周期式信号機設置について、町の考え方を町長に質問させていただきます。

次に、学校給食費無償化の早期実現について、町長と教育長に質問させていただきます。

令和6年6月議会で、同僚議員が少子化対策、子ども・子育て支援について一般質問をされましたが、令和4年度の総務省のデータベースでは、全国市町村の主要財源指数、財政力指数

は、全国1,743自治体の中で333位で、上位20%以内に入っているということでした。同僚議員の学校給食費の無償化についての再質問に対して、町長答弁は、総額で1億600万円で、就学援助制度を除くと町の負担は現実的には8,900万円と答弁されています。私が令和6年3月議会の一般質問で、令和5年5月1日現在の児童・生徒数での試算によると、総額1億1,000万円で、就学援助等の支援額が約1,700万円なので、町の負担額は約9,300万円増えるとの町長答弁でした。

総合的に見て、私の一般質問の町長答弁のときより、同僚議員のほうが400万円減少しております。令和6年度、本庄上里学校給食組合の一般会計予算書の給食センターの組合費負担金の上里町負担金は、生徒数、管理費を見えますと、本庄上里学校給食組合運営事業の上里分の本庄上里学校給食組合運営費負担金、生徒数2,200人で、本庄市との割合は35.35%、金額にして1億7,402万5,000円となっています。この割合は、児童・生徒数の割合で算出されていて、本庄市が4,023人で64.55%、金額にして3億1,962万9,000円となっています。予算書の雑入のところに、学校給食費の保護者負担金が出ていまして、児童・生徒数の割合で、上里町は2,200人、35.35%、金額にして1億441万6,000円となっています。上里町の保護者負担金は、各学校で集金して本庄上里学校給食センターに納付しているので、同センターの予算書の雑入のところを見ないと確認はできません。

学校給食費無償化、町の負担額は9,300万円とも8,900万円とも言われています。今後この町負担額は、少子化により減少していくと思われます。

関連で申し上げますが、令和6年4月からの保育料の完全無償化は、国の無償化の制度に該当しない児童を対象に町が独自に支援する事業で、保育所や認定こども園などを利用する児童のうち、3歳から5歳児については国の無償化の対象ですので、当事業の対象となるのは0歳から2歳児の町内児童246人のうち、国の無償化に該当する生活保護、住民税の非課税世帯を除いた227人、令和6年4月1日現在と、町長は答弁しています。費用は4,921万8,000円、約5,000万円ということです。学校給食費無償化は、上里町の対象人員2,200人で、町負担額は9,300万円、または8,900万円とも言われていますが、1人当たりの町の負担額は、同僚議員の質問に対しての町長答弁ですが、保育料の無償化、対象者227人で、町の負担額は4,921万8,000円だとすると、1人当たりの町の負担額は約21万6,819円になります。学校給食費無償化対象者2,200人で、私への町長答弁の町負担額9,300万円としても、1人当たりの町の負担額は約4万2,272円となります。町負担額を9,000万円とすると、1人当たりの町の負担額は約4万909円となります。費用対効果から見ても、学校給食費無償化のほうが有意義ではありませんか。学校給食費無償化の費用対効果について、町長、教育長はどのように思われますか。質問をいたします。

また、同僚議員の一般質問に対して、町長答弁の中で、経済的に困りの御家庭につきましては、就学援助制度で給食費などの支給を受けられますので、引き続き周知を図り、必要に応じて御活用をいただきたいと思います。生活保護世帯では、学校給食費の負担がありません。また、就学援助費等ありますが、低所得者層を確実に漏れなく把握することは困難、難しいと思います。低所得者層の家庭だけの支援は、偏見による差別や恥辱といった問題を引き起こす可能性もあるのではないのでしょうか。どんな親の下であっても、学校給食費の無償化で実現が可能とされると言われています。子どもがきちっと給食を食べられる制度にすべきです。この点について、町長、教育長はどのようにお考えですか。質問をいたします。

それから、受益者負担の考え方から、子どもが食べる給食なのだから、保護者が支払うべきだという声もあります。ここでいう受益者負担とは誰でしょうか。親でなく、子どもではありませんか。学校給食費の負担能力のない子どもに求めるのは違うと思います。給食で支えられて育った子どもたちが、活力があり、経済が好調な社会を構築できれば、年金財政にも直結し、子どもに対しての教育投資は、一般的に費用対効果が高いと思います。教育投資は社会のマイナスにはならないと思います。

また、国では教育の無償化についての議論がされております。子どもは親を選ぶことはできません。家庭環境に捉われず、修学旅行なども一定の基準が保障されていることが理想です。上里町は、本庄上里学校給食センター、いわゆるセンター方式で給食を上里町内小・中学校の児童・生徒に提供しています。本庄児玉郡市内の市町の中で、既に学校給食費の無償化を実施しているのは、神川町と美里町です。神川町は独自で学校給食センターを運営しております。場所は、神川町大字新里地内、神川中学校の北側にあります。上里町の学校給食費無償化の早期実現の可能性について、町長に質問をいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

植原育雄議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、古新田・四ツ谷線の四ツ谷交差点改良についてのうち、①四ツ谷交差点の現状について、②四ツ谷交差点改良に伴う都市計画変更の進捗状況について、③四ツ谷交差点改良の総建設費見込みと今後の見通しについての御質問は関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

古新田・四ツ谷線は、起点の本庄市境から都市計画道路上里町中央通り線に至る約3,060メ

ートの都市計画道路であり、これまでに県道上里鬼石線までの約1,880メートルが供用を開始していますが、県道上里鬼石線から都市計画道路上里町中央通り線までの区間は未整備であります。四ツ谷交差点は5つの路線が交差する危険な個所であり、その手前の古新田・四ツ谷線と神保原堤線が突き当たる丁字路では、四ツ谷交差点から近接していることから、通勤や帰宅の時間帯には交通渋滞の発生や周辺では交通事故も起きております。

このような状況の中、交通安全の確保と渋滞緩和を図るため、町では昨年度より、県道上里鬼石線から都市計画道路上里町中央通り線までの都市計画の変更に向けた設計業務を実施し、県や交通管理者等、関係機関との協議を進めてまいりました。

都市計画変更の内容ですが、都市計画道路上里町中央通り線から神保原堤線までの区間を廃止し、終点を神保原堤線の四ツ谷交差点とするため、一部ルートや幅員等を変更するもので、現道の付け替えを行いながら現在の五差路から四差路の交差点へ改良するものであります。

都市計画変更の今後のスケジュールにつきましては、後日行われる全員協議会において御説明させていただきます。

四ツ谷交差点改良を含む古新田・四ツ谷線整備に関わる事業費については、今後、路線測量や詳細設計等、各種調査の実施により算出することとなりますが、当該路線の改良につきましては、当町において喫緊の課題と認識しておりますので、町内で進めている他の道路整備の進捗状況を踏まえ、スピード感を持って取り組んでまいります。

道路整備につきましては、地域にお住いの皆様へ事業の必要性など丁寧な説明をさせていただき、御理解、御協力をいただけるよう努めてまいりますので、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2、ウニクス交差点の定周期式信号機設置についての①ウニクス交差点の定周期式信号機設置の町の考え方について、お答えを申し上げます。

ウニクス上里南側中央出入口への定周期式信号機の設置につきましては、議員より過去5回にわたりまして御質問をいただいている、長年の懸案事項であります。

当初は、平成23年9月に関係区長を中心に提出された要望書により、本庄警察署並びにウニクス上里で協議が進められ、大規模小売店舗法に基づくウニクス上里駐車場側の対策が実施された場合には、定周期式信号機設置に向けた見通しがあったものと認識しております。町としても、平成25年3月の一般質問で協力していくと答弁させていただき、その後も本庄警察署長に対し、要望並びに協議をしてきているところであります。

しかしながら、定周期式信号機設置に向けた協議を重ねる中で、幾つかのハードルがあり、現在はそれらの課題をクリアしないと、信号機の設置は困難な状況でございます。

具体的には、出入口を公道が交わる交差点として整備する必要がある、ウニクス上里駐車場

側への公道の建設、並びに南側では道路幅員の拡幅などが、定周期式信号機が設置できるための物理的要件になっております。なお、定周期式信号機が設置できる物理的要件を整えたとしても、信号機設置の指針に定められている交通量や交通事故の発生状況などに該当する必要がある、設置にはさらなるハードルがございます。

町として継続した設置要望のため、今年度に入り、4月に本庄警察署と物理的要件の緩和の可能性や新たな要件など、協議を実施いたしました。6月には南側の更地になっている用地の所有者と町道の拡幅に伴う用地の提供について協議を実施し、前向きなお話をいただきましたので、来年度、用地交渉に向けた準備を行ってまいりたいと考えております。また、7月にはユニクス上里を運営する企業と再度協議いたしました。現在は借地により事業を運営していることから、土地の形状変更が非常に難しい状況であることに変わりはないとのことですが、土地所有者と再度協議していただけることになっております。

今年の5月30日には、本庄警察署長宛てに大字嘉美の区長より、計750名の署名による要望書が提出されました。町としましても長年の懸案事項でありますので、定周期式信号機の設置に向けまして、引き続き課題の解消に取り組んでまいります。

次に3、学校給食費無償化の早期実現についてのお尋ねのうち、①学校給食費無償化の費用対効果についてでございます。

令和6年5月1日現在の児童・生徒数を基に試算した、給食費を完全無償化した場合の概算費用について、御説明させていただきます。

対象者は、町立小・中学校の児童・生徒が2,118名、町外の小・中学校に通学している児童・生徒が67名、合計2,185名で、給食費総額は1億600万円になります。就学援助等の他制度支援額が約1,700万ですので、全額補助した場合の町の負担は約8,900万増えることとなります。

保育料完全無償化は、若い世帯の経済的負担の軽減を目的としているだけではございません。就労の促進による町の活性化と併せて、複数の子どもを育てやすい環境を整えることで、より多くの子どもを持ちたくなる機運を醸成するなど、少子化対策につながる等の効果を期待したものでございます。また、県内町村初の事業であることから、他の自治体との差別化を図ることで、移住、定住の促進が期待できること等、事業に係る効果と費用とを比較検討した結果、今年度から実施させていただいております。

このように、どちらも町からの費用負担が伴うものですが、保育料完全無償化と給食費完全無償化は性質が異なりますので、比較は難しいものと考えております。

今後も子育て支援日本一を推進するに当たり、何が必要か、何ができるのか検討しながら、様々な子育て支援策の優先度を考慮して事業を実施してまいります。

なお、②子どもがきちっと給食を食べられる制度については、教育長より答弁いたさせます。

次に、③学校給食費無償化の早期実現の可能性についてでございます。

給食費の無償化につきましては、本格的な完全無償化は見送ってきたものの、緊急事態が発生した場合は、必要に応じた臨時的な生活支援を実施する旨を過去の議会で答弁させていただいております。

この観点から、令和5年度は物価高騰の影響を鑑み、第8弾と第9弾の町独自支援策として、9月から3月までの給食費7か月分を全額補助し、緊急的な無償化を実施させていただきました。

このように、学校給食費臨時補助事業を町独自で実施しておりますので、センター方式だから無償化できないということはありません。しかしながら、本庄上里学校給食組合は昭和42年に設立され、長い歴史を本庄市と協力しながら歩んできたわけでございますので、完全無償化につきましては、できれば足並みをそろえたいと考えております。

恒久的な完全無償化を実現するには、限られた予算から費用を捻出しなければなりません。必要な財源を捻出するには、他の公共サービスを削減したり、新たな財源を確保する必要も出てまいります。完全無償化は、社会的、経済的、教育的な観点から見ても、多岐にわたる影響を及ぼす複雑な問題だと思っております。無償化に伴うメリット、デメリットを十分に検証し、検討することが重要だと思っております。

今後とも子育て支援日本一を目指し、施策実施の費用対効果を念頭に置きながら、優先度を考慮し、子育て世代のニーズに応えられる様々な取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原育雄議員の3、学校給食費無償化の早期実現についての②子どもがきちっと給食を食べられる制度についての御質問にお答えを申し上げます。

学校教育法では、市町村は経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を与えなければならないとしていることから、過去の議会において、経済的に困りの御家庭につきましては、就学援助制度で学校給食費等の支給が受けられますので、引き続き周知を図り、必要に応じて御活用いただきたいと、町長より答弁させていただいております。

就学援助制度を受けるためには、教育委員会へ申請していただく必要があるため、未申請であったり、所得の状況が不明な場合があるなど、議員御指摘のとおり、低所得者世帯を漏れなく把握することは難しい現状がございます。全生徒の保護者への通知や広報に制度案内を掲載

するなど周知に努めておりますが、学校においても、学校給食費等の納入が遅れたり、未納が続く場合には、学校から保護者への就学援助の申請を促したりするなど、援助が必要と思われる家庭への声がけを行っており、就学援助制度の情報提供や申請については、各学校とも連携を図っております。

学校給食費の完全無償化が実現されれば、そうした経済的な状況を心配することなく給食を食べることができるのですが、先ほどの町長答弁と同様に、私も完全無償化については、実施に伴うメリットとデメリットを十分に検証し、検討することが重要だと考えております。

引き続き、子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、就学援助制度について周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 議席番号9番の植原育雄でございます。

町長、教育長に何点か再質問をさせていただきます。

最初に、古新田・四ツ谷線の四ツ谷交差点改良について、町長に再質問いたします。

令和5年3月議会で、町長はこの交差点付近では、新築住宅の建設が始まっていることは存じております、現在、都市計画変更の変更内容について、県交通管理者等の関係機関と協議を進めておりますので、早急に都市計画変更の手続を進めてまいりたいと思っておりますと答弁しております。

これは、後日の全員協議会でいろいろと担当課から説明があるようで、よかったなと思っております。

現在、古新田・四ツ谷線と町道125号線と丁字路の状態で接続していますが、その手前から右へカーブして、ワープ上里方面へ直進する形で、五差路から四差路へ交差点改良を行う計画ということではありますが、この交差点付近、最近新築住宅の建設されているところでありますので、これは非常に難問になってくるかなと思います。

令和6年度当初予算の質疑で、保健センター等複合施設に関して、令和5年3月議会の私の一般質問に対して、町長は、総建設金額は10億4,700万円程度と答弁しましたが、令和6年3月議会の当初予算では、15億7,549万5,000円の予算計上でしたので、5億2,849万5,000円高くなっております。この原因は何なのか、担当課に説明を求めたところ、建設資材の高騰によるものとの説明がありましたが、私はそれだけではないと思います。町が建設年度を2年延長したことによるものだと、これが大きな原因だと思っております。

上里町の財源は、国民または住民の方が汗水を流して働いて、税金を納付した大事な財源で

す。大事に使わなければならないと思います。令和6年度当初予算の審議の中で、保健センター等複合施設に関して質疑をしましたが、国民または住民の血税を、いとも簡単に支出する当初予算に対して、私は賛成できなくて、反対を行ったものであります。

私は、上里町職員として、幾つかの課、局等で仕事をしてきました。それぞれの課も上里町民にとって大事で必要な課、局等です。私は、税務課には通算で15年7か月勤務しております。他の課なども大変でしょうが、税務課の職員は、日夜大変な思いをして町の大事な自主財源確保のための努力をしています。不足分について、交付税で補填されるとか、よく話を聞きますが、交付税についても、国からの交付税は、国民が汗水を垂らして納付した血税ですから、国から交付された交付税についても大事に使わせていただく必要があります。

今回の古新田・四ツ谷線の交差点改良についても、保健センター等複合施設の総建設金額と同様で、先ほどの町長の答弁ですと、スピード感を持って対応してほしいということで、町長がそのようにいたすということでもありますので、やるべく早くこの交差点改良については進めていただきたいと思います。

私が心配しているのは、交差点改良が先に行けばいくほど、古新田・四ツ谷線の四ツ谷交差点改良工事について、総建設金額が増えて、国民または住民の血税を支出することになります。限られた予算ですので、大事に使ってほしい。これについては、町長に再度お願いをしたいと思います。スピード感を持ってやってくれるということですので、安心はしましたが、そこら辺について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

この三館複合の話が、四ツ谷交差点と何か連動して話が出てきましたですが、三館複合についても、私はスピード感を持ってやるつもりできました。また、私も民間出身でありますので、税收、収入がなければ事業が進まない、そういったもので、税收については非常に、入り口ですから、皆さんの貴重な税金を使うわけですから、そういった意味でも、常にスピード感を持ってやるということでありました。

今回の古新田・四ツ谷線については、幸いにして児玉工業団地線が今年の2月に開通しました。町としましても、私としましても、一番の大きな課題は児玉工業団地線が、就任したとき、何とかこれを早く開通したいと、そういうところで、職員も総力を挙げて用地買収に大変な案件を乗り越えてまいりました。そういった中で、議会に対しても、皆さんの御協力があったことは改めて感謝申し上げます。

古新田・四ツ谷線のこの四ツ谷交差点については、私も住民の皆さんと話した中で、早く何

とかしてほしいと、特に七本木地区の保護者からも言われていまして、私もあそこの交差点については時々利用させていただくと、いつ交通事故が起きてもおかしくないなという状況でありまして、何とか早くしたいというところであります。また、近隣の住宅の皆様にも、もともと私は四ツ谷にも縁がありますので、友人等を含めて何とか、早く開通するんで協力をお願いしたいと言ったら、町長のいろいろ考えは分かりますのでということで、住民から比較的協力したいというお声もいただいています。

そういった中で、これを何とか早くするように、また全員協議会でも、こういったことでできるだけスピード感持ってやるということを御説明して、また住民説明会も既に予定を、これからはっきり日程に組んでいるようでございますので、全員協議会の中できちんとした説明できるようにしていきたいと思っておりますので、御理解、御協力よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） それでは、そのようにスピード感を持ってやってほしいと思います。

それから、ウニクス交差点の定周期式信号機設置についてであります。グジョウのほうからウニクスのほうへ向けての道路幅が狭いということで、担当課の職員が、この所有者に対していろいろと交渉を始めてくれている話も聞いております。ただ、大変難しいような話ぶりなんですよね。ウニクスは大店舗小売店法というんですかね、それでいろいろと、あれをうまく、公道としてやらないと、間違っって入った車がまたそれを出て行けるようにしなくちゃいけないという、そういう難しい話もあるようです。

なかなか難しい事業となるようではございますけれども、町外の人も利用しますが、この交差点を利用するのは、上里町民が一番利用すると思います。この交差点を利用する人たちは、いつも危険と隣り合わせにいます。安心して利用できる交差点とするために、今後も努力をしていただきたいと思います。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員のウニクス交差点の定周期式信号機についての再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、このウニクスにつきましては、町の大規模店舗といえますが、大規模店舗法にのっとり出店で、大変にぎわいを持っているところでございますし、一方では、交通量も増えている。その中でも、安全・安心という意味では少し、過去にも交通事故で死亡事故

もあったという場所でございます。そういった場所を、何とか早くしたいという気持ちもありましたんですが、この信号機についての本庄警察署長との協議も進めているわけですが、やはりこのウニクスの地権者といいますか、オーナーといいますか、そういったのは当初より変わってしまったと、私は認識してしまして、なかなかそこが難しいかなということでもあります。土地の所有者の線形を変えることについては、いろいろ課題があるということで伺っています。基本的には、資産をうまく利用できるような形に持っていければいいんですが、そこがなかなか理解がいけないと前に進めないという状況がございますので、またそういった課題を共通認識して、ウニクス側さんとの協議を進め、また本庄警察署長との協議も進めて、皆様の署名もいただいていますので、そういったところも含めて、できるだけ早く前に進めて、問題解決に当たりたいと思っております。

幸いに、南側の道路については、職員のほうが地権者と交渉して、少し改善の余地、形が見えてきたなと思いますので、そういった点も含めて、お互いにこの問題解決に当たるよう取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様にも御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） それでは、学校給食費の無償化の早期実現についてということで、再質問をさせていただきます。

神川町と美里町は、もう既に給食費の無償化が行われています。これを保護者の方が見たときに、なぜ上里、本庄はできないのかと、これ、疑問に思っただけだと思っただけですね。そこら辺のところは、やはり考えていただきたいなと思っておりますが、町長、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の学校給食費完全無償化の実現についてということで、再質問を受けましたことに対しまして、私のほうから考えを述べさせていただきます。

これまでも答弁で述べましたように、学校給食費無償化につきましては、臨時措置として、第8弾、第9弾までやってきました。先ほど述べました9弾までやりましたですね。今年は、保育料の無償化を実施しました。

その中で、私が1つ、頭に置いているのは、保護者の中でも、自宅、要するに未就園児ですね、就園していない子どもに対しての差が出てきている、そこを何とか救ってやりたいなと、そんな思いもありまして、この完全無償化においてもやはり順序があるかなと、そういう考え

がありまして、その辺も含めて、内部で今後詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原育雄議員の再質問にお答え申し上げます。

学校給食の完全無償化が実現されれば、先ほど植原議員が申したような、ほかの町と違うよといった感覚も、幾らかなくなってくるのかなということは思います。

先ほど町長答弁と同様に、完全無償化につきましては、メリット、デメリットがあると思いますので、十分その辺のことは検討していくことが大事かなと思います。

引き続き、子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、就学援助制度の周知を図っていききたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 教育長に再質問いたします。

今、学校給食費の無償化でありますけれども、教育長は、就学援助費とか、そちらのほうを利用してやってほしいという、そういうような答弁でありましたけれども、就学援助と違って、私は最初の質問で申し上げましたが、漏れなく所得を把握することというのは無理なんですよ、絶対に。私の経験からいって、幾ら努力したって、申告をしない人もいますし、他町村にいて、上里に入ってくる人もいますし、そこら辺のところの資料が的確に、うまくやってこないとできませんし、私は困難だと思います。いろいろ仕事上やっていて、その所得を把握するのは、ちょっと無理だと思うんですね。

そこら辺のところを、教育長にお聞きいたします。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原育雄議員の再質問にお答え申し上げます。

今、植原議員がおっしゃったとおり、完全に一人一人の世帯の所得を把握するということは、かなり難しいかなというふうに、私も思います。

ただ、教育委員会のほうに来てもらって申請をしていただければ、その中で所得、教育委員会のほうで税務課等と照らし合わせて、所得率というんですねか、それを分かれば許可するという、認定するという方向で行っております。以前は民生委員さん等にお手を煩わせたということもあったようですけれども、今は教育委員会に直接申請いただければ、その段階で、すぐ

というわけにはいきませんが、審査をして、認定のほうに進むことができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 教育長にもう一度再質問したいと思ひます。

まず、低所得者層を確実に漏れなく把握することは困難であるということが、まず第一なんですけれども、低所得者層の家庭だけの支援というのは、やはり差別とか偏見、恥辱、こういった問題を私は引き起こす可能性があると思ひます。

ただ、制度上、今現在のやり方とすると、就学援助とかいろいろ利用するしかないかもしれませんが、そこら辺のところはどう考えておりますか。早くそこら辺のところは解決しないと、保護者の方も大変だと思うんですけれども。お聞きいたします。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 植原育雄議員の再質問にお答え申し上げます。

A さんのお宅が就学援助をもらっているよ、B さんのお宅がと、そういうことは学校のほうでも守秘義務がありますので、ほかの人に分からないようにというんですねか、そういうことはきちんと気をつけて取り組んでいるかなというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 町長に再質問したいと思ひますが、町長の答弁の中に、町独自でいろんなことをやっています、そして、できれば、本庄上里学校給食組合があるのだから、本庄市と足並みをそろえて実施をしたい、そんなような答弁がありましたけれども、これを解決するには、早期実現に向けてという質問ですので、いつになるか全く分からない状況ですよ。ちょっと町長の考え方についてお聞きいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の学校給食費無償化についての再質問にお答え申し上げます。

今までも、先ほど答弁の繰返しにちょっとなっちゃうんですが、臨時的な処置で学校給食費の無償化をやってきました。その中で、完全無償化ということをしてくださいということで、私も理解しているんですが、ただ、給食費無償化だけがあれじゃないということで、先ほど保

育料の無償化の中でも、少しその手が届いていない未就園児、保護者が自宅で子育てやっている方もいらっしゃいますから、そういったところのものも目を向けてやって、その順序もあるんじゃないかという中で、今あります。

本庄学校給食組合は今までの歴史の中でやってきた段階でありますし、これは本庄市との協議の中で問題解決できることもありますので、そういった複合的な要因がまだまだあるということをお理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 終わります。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時10分からといたします。

午前9時55分休憩

午前10時10分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 皆さん、こんにちは。議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

通告に基づき一般質問をいたします。

今回は、子育て支援と教育環境について、物価高騰対策について、住民の健康を守る対策についての3項目の質問をいたしますので、お願いいたします。

1、子育て支援と教育環境について。

7月に実施した文教厚生常任委員会の学校訪問や、これまでの質問を踏まえて質問をさせていただきます。

①子どもたちの成長を助ける遊び場について。

子どもは遊びの中で育ちます。幼少期に遊びの中でいろいろな動きや体の使い方をすることでバランスよく筋肉が鍛えられ、心肺機能や骨の形成などにも影響を与えていると言われています。この貴重な遊びを保障することが健康に成長する保障でもあります。

今、児童・生徒の体力調査は、多くの項目で県平均を下回っているようです。遊具で遊ぶことは、つかむ、登る、渡る、ぶら下がる、くぐるなどの全身動作が身につく、運動能力を高め

るのに効果的です。しかし、異常気象により、長期にわたり戸外で遊ぶことができなくなっている現状です。今後も酷暑が予想されるため、夏季でも思い切って遊べる環境として、また、雨の日、冬の寒い時期などにも利用できる環境として、各児童館の遊具の見直しや民間商業施設の空き店舗を活用した室内公園などを実現できないでしょうか。また、空き教室に遊具を設置してはどうでしょうか。

子育て日本一を目指す町として、生涯健康で過ごせる体力づくりについて、体力づくりができる遊び場について伺いたいと思います。

②小学校の体育館のエアコン整備について。

中学校の体育館のエアコン整備は、今年度設計、来年度設置の計画で進んでいますが、5小学校の体育館のエアコン整備の計画も急ぐ必要があると思います。年々厳しくなっている猛暑日においても、体育の授業や休憩時間の遊び場として利用できるよう、小学校体育館のエアコン設置計画についての考えを伺いたいと思います。

③計画的な学校トイレの洋式化について。

学校のトイレの洋式化率は、七本木小学校38%、上里東小学校44%、神保原小学校45%、長幡小学校55%、賀美小学校59%、上里北中学校58%、上里中学校78%、低い比率から示したとおりです。

昨年12月の質問に対して教育長は、トイレの洋式化については、文部科学省においても、令和時代の学校施設のスタンダードとして示しているところでもありますので、児童・生徒が健やかに学校生活を過ごせるよう整備を検討してまいりたいと答弁されました。

公共施設再配置維持保全計画とは別に、このようなトイレ、深谷市のように、学校トイレの洋式化計画を立てて計画的に実施する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

また、教育長に対しては、計画的な整備と同時に、今、低学年のトイレの実態というんでしょうか。低学年ほど和式トイレの経験がないと思いますので、困っている実態はないのかお伺いしたいと思います。

④学校プールについて。

この項目では、3つの点について伺います。

1つは、プール授業が民間委託された賀美小、長幡小、来年度から委託となる神保原小及びプール授業が中止となった中学校の合わせて5校のプールについてです。

プールは防火水槽の役割もありますが、水が汚れた状態では、害虫の発生も心配です。今後の管理についての考え方を伺います。

2つ目は、今後も使用していく上里東小、七本木小のプールについてです。

猛暑から子どもたちの体を守るために簡易的な屋根を設置するなどの対策が必要ではないか

と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

3つ目は、中学校プール授業についてです。

今年も水難事故が多発しましたが、警視庁のまとめでは、23年までの10年間の中学生以下の子どもの水難事故での死亡や行方不明は329人とのことです。専門家からは、水泳授業の充実が必要との指摘もあります。海も公的プールもない町で、どの子にも等しく水泳を経験させることができるのは学校のプール授業だと思います。

町長は、児玉郡市の首長間で、郡市内共同でのプールの建設というんでしょうか、プールをどうするかという話が出ているというようなことを前回の答弁で言われました。その後の経過について伺いたいと思います。

また、本当に学校のプール、中学生のプールの授業が必要ないのかどうか、改めて教育長にもお伺いしたいと思います。

⑤学校の清掃について。

昨年、今年、学校施設を通して、トイレ清掃などは児童・生徒では本当に難しいということとを改めて感じています。

前回、教育長は、洗面台の黒いしみは軽くこすると落ちるのが大部分のようです。トイレの床や洗面台の清潔について、改めて学校に指導すると答弁されましたが、児童・生徒の掃除は給食後の10分から15分の間で行われていると思います。拭き掃除と掃き掃除と水拭きでごしごし磨き上げる時間はないと考えます。教員の働き方改革から見ても、掃除指導までは難しいと思います。

学校での児童・生徒の清掃活動は、世界では少数であるようです。2017年の国立教育政策研究所の報告書によると、欧米では清掃指導はないのが一般だそうです。子どもが学校の清掃を行っている国は、日本、韓国、また、シンガポールが2016年度から導入しているようですが、三十数%のようです。児童・生徒の減少で空き教室が今増えています。学校における清掃の状況をまず伺いたいのですが、少人数で教室以外の共用場所も含めた日常清掃について、児童・生徒と環境整備として大人が行う範囲を検討すべきときではないでしょうか。

それと同時に、定期的な業者による清掃を実施し、清潔な環境を保つことが重要だと考えますが、そのことについて、考えをお伺いしたいと思います。

⑥国民健康保険税の子どもの均等割免除について。

項目の立て方が難しかったのですが、内容的には国民健康保険特別会計で課税した均等割分を一般会計から子育て支援として負担軽減をしていただきたいという趣旨であります。

被雇用者の健康保険では、子どもなどの扶養家族が何人いても保険料は変わりませんが、国民健康保険加入世帯は、子どもが増えるごとに、いわゆる扶養者が増えるごとに均等割が増え

る仕組みとなっています。まさに子育てペナルティーと言える現状です。

そこで、子育て支援と逆行するこの均等割に対して、町の子育て支援として、18歳までの子どもの均等割について給付をすることで負担を軽減する、こういう対策が取れないかどうか、考えをお伺いしたいと思います。

2、物価高騰対策について。

物価高騰が止まりません。特に、絶対必要な食料品の値上げが低所得者の暮らしを苦しめています。今年度も含め、値上げ品目は3年間連続で1万品目を超えられています。

そこで、住民の暮らし応援物価対策支援が今こそ本当に重要だと思うわけです。

①水道料金の負担軽減については、全町民への支援になります。

②学校給食費の無償化については、一刻も早い完全無償化を望みますが、必要に応じて、緊急に応じて実施していくと町長は答えておりますので、限定的であっても、今こそ必要であると考えますので、町長の考えをお聞きいたします。

3、住民の健康を守る対策について、①ワクチン接種等の負担軽減について。

今年度から新型コロナワクチンは予防接種法のB類疾病として定期接種の対象となるため、完全無料から自己負担が発生します。定期接種対象者は65歳以上の高齢者と60から64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される人などで、接種費用の自己負担額が7,000円などと言われています。また、ケア労働者も含め、定期接種対象以外の任意接種者は、原則完全自己負担のため1万5,000円程度と言われています。しかし、B類疾病の定期接種は住民税非課税世帯や生活保護世帯は無償でできてきていると思います。新型コロナワクチンも無償で実施できるのでしょうか。任意接種者に対しても、町の補助をプラスして接種しやすいような軽減対策を検討しているのでしょうか、伺いたいと思います。

②生活保護世帯のエアコン設置について。

地球温暖化が進む今、熱中症予防対策としてエアコンは必須です。生活保護世帯のエアコン設置も2018年度から一定の条件付で認められてきていますけれども、まだ条件があります。その中には、故障した場合の修理や買換えは個人負担で行うことになっていますし、1世帯1台しか認められないなどがあります。家族構成によっては、1台では不足する場合もあると思います。故障したら即命に関わる重大な問題です。

本庄福祉事務所で対応していると思いますが、自治体によっては一部補助もあるようです。町の保護世帯の現状はどのようになっているのでしょうか。2018年度前の保護世帯においては、まだ認められていない部分もありましたので、現状についてお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 杓澤幸子議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、子育て支援と教育環境についての①子どもたちの成長を助ける遊び場についてでございます。

子どもたちの生活環境は、時代とともに変化し、遊びの種類も多様化しております。中にはデジタル化され、外出しなくても友達とつながることができるものも増えております。また、近年の地球温暖化により人間の体温以上の猛暑となり、熱中症アラートが発令されることも増えてきております。公園での外遊びも遊具が太陽熱で熱くなってしまい、十分に遊ぶことができない状況がしばしば見受けられます。

町では、各小学校地域に児童館が設置され、冷暖房が完備されている中で遊ぶことも可能となっております。上里町の児童館にはゼロ歳から18歳までの児童が自由に遊べる施設であることと、放課後児童クラブの運営の大きく分けて2つの機能がありますが、現在、長幡児童館と七本木児童館の2館は、小学校に児童クラブが移転したことにより、専ら児童が自由に遊べる施設として、より様々な子どもたちが利用しやすくなっております。

児童館の遊具につきましては、平均台や卓球台に加え、空気で膨らませて、その上を／跳ねたりしながら楽しむエアージャンプや空気が入った筒の中でぐるぐる回りながら平衡感覚や筋力を鍛えられるサイバーホイール等、室内用で運動機能が高められるようなものもございます。

議員お話の子どもは遊びの中で体力や知力も育つという点については、職員も日々念頭に置きながら対応しております。これらの遊具があることの周知と併せ、遊具をうまく活用することで、さらに多くの子どもたちが楽しみながら遊びの中で体力を向上できるよう、企画や教室の充実も図り、積極的に事業を展開してまいりたいと思います。

なお、順次、児童館と公民館の複合化や計画改修工事を進めていますので、この中で利用者の意向等を踏まえた近隣の動向も注視しつつ、遊具等の更新を図り、施設の充実を図ってまいります。

商業施設の余裕スペースを利用することなどにつきましては、既に一部の大型商業施設で子どもの遊び場スペースが設置されているところもあります。今後も施設側の意向や利用者の需要を把握しながら、どのような可能性があるか、意見交換等も行いながら検討したいと考えております。

なお、学校の余裕教室の利用及び②小学校の体育館のエアコン整備について、③計画的な学校トイレの洋式化については、教育長より答弁いたさせます。

次に、④学校プールについてでございます。

3月議会で、1市3町で屋内プールを造る考えも出ていますといった私の発言に対する御質問でございます。

児玉郡市広域市町村圏組合の管理者会議で1市3町の首長が集まった際に、本庄市長からアイデアベースでお話があっただけでございます。具体的に進んでいるわけではございません。引き続き情報交換を行うとともに、進展がございましたら全員協議会等で御報告させていただきます。

なお、水泳実技授業とプール施設関係及び学校の清掃については、教育長より答弁をいただきます。

次に、⑥国民健康保険税の子どもの均等割免除についてお答え申し上げます。

2022年からのウクライナ情勢に起因した物価高騰の波は、子育て世代をはじめ、あらゆる世代の生活に大きな影を落としており、その状況は今もなお続いております。

そうした状況の中、町では国の制度にのっとり、子育て世代の経済的負担を緩和する目的で、未就学児の均等割保険税を半額にすることや、産前産後期間の保険税の免除を実施しております。

県内では、こうした国保税の軽減措置のほかに、独自の均等割免除制度を導入している自治体もございます。子どもの均等割額を全額免除している自治体もありますが、多子世帯における第3子以降の均等割を免除している自治体が多く見受けられます。

しかしながら、町が独自の均等割額の免除を実施することについては、財源を一般会計からの繰入金に頼らざるを得ず、赤字解消に向けた取組に逆行するため、その対応が難しいことは既に理解いただいているものと認識しております。均等割の負担を軽減することは、県に対する納付金の財源に不足が生じることになり、一般会計からの繰入金を余儀なくされます。子どもを対象とした画一的な基準で負担軽減をするための繰入れについても、解消すべき赤字として位置づけられるため同様の措置を取り、国保の子育て世帯のみを限定的に支援することは難しいものと考えております。

少子化が急速に進展する中、国でも子ども・子育て支援金制度を創設し、重点的に子育て施策を推進しております。町といたしましても、その趣旨を十分に理解し、国保の被保険者に限らず、全ての子育て世代を適切に支援してまいりたいと考えております。

次に、2、物価高騰対策についての①水道料金の負担軽減についてと、②学校給食費の無償化については、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

コロナ禍から経済が回復するにつれ、世界各国で物やサービスの需要が大きくなり、それに加えて、いまだに続いているロシアのウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや穀物といった原材料の価格が高騰しています。さには、円安の急激な進行も追い打ちをかけ、様々な物価

の高騰が進み、町民の生活や事業者の経済活動にとって大きな影響が生じていると私も認識しております。

このような状況を受け、昨年度までは国の交付金を活用した町独自支援策として、地域応援商品券発行事業や、学校給食費臨時補助事業、水道料金の一部減免事業など、9事業を実施してまいりました。支援策は、住民生活と密接に関係があり、国や県が行っていない支援を検討した上で、国の交付金に一般財源として財政調整基金を充当して実施いたしました。

今年度は、国のデフレ脱却のための総合経済対策のうち、物価高により厳しい状況にある生活者への支援対策として、住民税非課税世帯等への給付金事業や定額減税がさらに新たな経済に向けた措置として、低所得者支援給付金事業や定額減税を補足する給付金事業を実施しております。これらの事業は、町内のほとんどの世帯に関係がありますので、迅速かつ的確な事務処理に注力しておるところでございます。

物価高騰に対する町民への支援策につきましては、現状では新たな国の交付金の予定はございませんが、社会経済情勢の動向を見極めつつ、町の財政状況や国・県の補助制度など総合的に判断して、全町民の皆様に支援の手が届くような効果的な支援策を実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、3、住民の健康を守る対策のうち、①ワクチン接種等の負担軽減についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に季節性インフルエンザと同じ感染症法上の5類へ移行し、それに伴い全額公費によるワクチン接種などの特例的な支援が昨年度末で終了となりました。

今年度の新型コロナウイルスワクチン予防接種は、予防接種法に基づき、町が主体となり実施する定期接種として、重症化予防を目的に年1回実施することになりました。接種対象者は、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の身体障害者手帳1級に相当する方となっており、10月1日からの接種開始に向け準備を進めているところでございます。

接種の受け方などの詳細については、間もなく対象者に個別通知されるほか、広報紙などでも周知してまいります。

今まで無料だった接種費用の自己負担が7,000円を標準とすることが厚生労働省より示されたため、予防接種を受ける方の経済的負担が懸念されております。

町では、高齢者の負担を少しでも軽減し、接種を希望する方がちゅうちょなく受けられるよう、本庄市児玉郡医師会及び児玉郡市内の市町と協議の上、自己負担額3,000円を予定しています。

また、定期接種の対象以外の方や高齢者施設従事者等への接種は任意接種となるため費用の

助成はなく、全額自己負担となります。現在の対象以外の方への接種費用助成については、今後の感染状況及び国の動向を注視して慎重に検討していきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、現在も感染者の増減を繰り返しており、油断のできない状況であります。感染症の予防には、ワクチン接種意外にも手洗いや換気といった基本的感染対策が有効と考えられております。今後も引き続き感染対策について注意喚起し、正確な情報提供を行ってまいります。

次に、②生活保護世帯のエアコン設置についての質問にお答え申し上げます。

近年、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、年間1,000人を超える年が頻発しています。

そのような中、議員御質問にありますとおり、エアコンの設置は酷暑を乗り切るために重要な設備であると考えています。

町村部における生活保護の実施主体は埼玉県であることから、その支給決定を実施する埼玉県北部福祉事務所にエアコン設置に係る補助について確認いたしました。

生活保護制度によるエアコンの取扱いについては、保護開始時に持ち合わせがない場合、災害を理由とする喪失、犯罪等による被害による場合などの特別な事情がある場合に限り購入費の支給を実施しており、議員の御質問あります、故障したエアコンの修理や、2台目の購入については補助対象外とのことであります。

なお、町による補助金の支給については、生活保護制度が北部圏域での一体的な運用であることから、その公平性を考慮すると、上里町単独での実施ではなく、北部圏域における課題と捉え検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤幸子議員の1、子育て支援と教育環境についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①子どもたちの成長を助ける遊び場についてでございます。

子どもたちが体を動かすことで、健康促進や脳の発達、ストレス軽減や自己肯定感の向上など多くの利点がございます。子どもたちが体を動かすことは、健康や成長によい影響を与える重要な要素とであると捉えております。

現在、町内の小学校では、業間や昼の休み時間を活用し、校庭や体育館で体を動かしております。校庭の遊具も活用し、楽しく遊びながら体力向上を図っております。

各学校の遊具は、安全性確保や子どもたちの年齢や発達段階に合った遊具の設置、遊ぶ場所や周囲の環境と調和するように配置をしております。子どもたちの安全を第一に考えながら、成長を促せる遊具を学校と協議・検討して、改修・設置を進めております。夏の暑い日においては熱中症の危険性もあり、校庭を開放しない場合もございます。

議員御提案の余裕教室を利用し運動をすることについては、空調も設置されており、少人数であれば体を動かし、一定の効果はあると思います。しかしながら、もともと教室は、運動することを想定して設計されておらず、安全性の確保などの課題がありますので、余裕教室を使用することは考えておりません。今後も熱中症対策と子どもの成長を助ける遊び場について検討してまいります。

次に、②小学校の体育館のエアコン整備についてでございます。

近年、地球温暖化の影響によると考えられる異常気象により、夏の気温上昇が厳しくなる中、運動を行う体育館は、特に熱中症発生リスクの高い場所であることは認識しております。また、夏季に災害が発生した場合、避難者の体調悪化が懸念されますので、避難所としての体育館活用の観点から、空調設備の導入は大変有意義であると考えております。

上里中学校、上里北中学校2校の体育館及び武道場への空調設備整備につきましては、現在、設計業務を行っており、令和7年度の工事を予定しております。体育館への空調設備整備は、生徒の熱中症対策及び指定避難所としての防災機能強化を目的としており、部活動での利用や水泳実技授業がなくなることによる体育授業での利用の増加を見込み、体育館の利用頻度が高い中学校を優先して整備することといたしました。小学校の体育館につきましても、町の財政状況や他の事業との優先度を勘案しながら検討しておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、③計画的な学校トイレの洋式化についてでございます。

学校のトイレ環境については、児童・生徒が健やかに学校生活を過ごすにあたり、非常に重要な要素であると考えております。

小・中学校のトイレについては、築年数や利用状況等を踏まえ、改修を行っておりますが、一度改修してから既に20年程度経過した学校もあり、洋式化率は学校全体で58%という状況であります。

学校施設は、校舎棟などの老朽化も課題となっており、上里町公共施設再配置・維持保全計画に基づき、安全・安心な教育環境の整備のため、順次改修工事を行っているところでございます。トイレの洋式化改修につきましては、公共施設再配置・維持保全計画の改修計画と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

なお、低学年のトイレの様子ですけれども、和式トイレの利用についてとか、洋式トイレの

利用について渋滞というんですか、これはあるのではないかというお話でしたけれども、現在、学校から低学年児童が和式トイレの使用が厳しいという報告は受けておりませんが、改めて各学校において聞き取りを行い、現状を確認し検討したいと考えております。

次に、④学校プールについてでございます。

小学校の水泳実技授業につきましては、今年度は賀美小学校、長幡小学校の2校を民間事業者へ委託しており、来年度は神保原小学校を追加した3校を委託することで調整を行っております。七本木小学校、上里東小学校の2校につきましては、平成29、30年度にプール槽やプールサイドなどの改修を行っているため、他の学校を優先して委託へ移行しております。これら2校につきましても、民間事業者と協議し、調整がつき次第委託へ切り替えていきたいと考えております。

既存プールの暑さ対策として、屋外プールに屋根を設置してはどうかとの御提案でございますが、多額の費用がかかることが想定されます。酷暑により水泳実技授業を行うことが危険と判断された場合には、今までどおり中止にさせていただき、児童の安全を第一に考えてまいります。

プールの管理につきましては、年に1回、学校においてプール開きの前に清掃を行っていましたが、清掃後1年以上経過したプールの水は緑色に濁った状態となります。

学校のプールは、防火水槽の役割を兼ねており、火災時の消火用水や災害時の生活用水となりますので、貯水した状態を維持していきたいと考えております。

プールの水の汚れについては、状況を確認しながら、必要に応じて民間業者への清掃業務を委託することを検討しております。

なお、中学校の水泳指導についてですが、中学校の保健体育の学習指導要領では、体育分野の中で適切な水泳上の確保が困難な場合は、水泳の実技指導を扱わないことができるとしてまいります。しかし、水泳の事故防止に関する心得は、必ず取り上げるように求めています。

今年度、中学校では水泳の実技は行わず、タブレット端末を使用して動画を活用し、水泳の事故防止に関する心得や水難事故防止の指導を継続して実施しております。

次に、⑤学校の清掃についてでございます。

学校の清掃については、子どもたちの健康を守るため、日々の取組により清潔に保つことが求められております。特に、トイレは汚れが蓄積しやすい場所です。文部科学省が作成している学校環境衛生管理マニュアルの中で、トイレは誰もが1日に何度か利用している場所であり、不衛生にしやすいので、十分に清掃を行う等、常に清潔にしておかなければならないと記載があり、その重要性が示されております。そのため、トイレ清掃については、各校で分担や清掃方法などを工夫して実施しております。トイレ清掃の分担は、学校により様々ですが、小学

校では主に高学年、中学校ではフロアごとに各学年が担当しております。

清掃の方法として、衛生面に配慮し、手袋を着用して実施しており、床は主にモップ等で拭いております。小便器や大便器は汚れが残りやすいので、毎日のブラシ清掃だけでなく、週に1回程度洗剤を使用し、汚れを取り除いております。また、汚れがひどい場合は、清掃担当と連携し、薬剤を使用し、汚れを除去することもございます。

これらの清掃方法については、清掃担当がマニュアルを作成し、清掃場所に掲示し、いつでも確認できるようにしているとともに、清掃担当職員と一緒に清掃を行い、清掃方法を子どもたちが覚えられるようにしております。

清掃を実施しない日を設け、別の活動に振り替えている学校もございます。一例を申し上げますと、上里町内のある小学校では、様々な学年により構成された縦割り活動の充実を図るため、月に一、二回、子どもたちによる清掃を実施しないで、ロング昼休みとしております。このように、休み時間を長く設けることで、思い切り体を動かすことができ、運動への意欲を高め、体力向上の一助となっております。

議員御指摘のとおり、業務委託等により清掃を実施する方法もあると思いますが、予算や子どもたちが清掃する意義を踏まえ、実施の可否について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、子どもの成長を助ける遊び場についての考え方なんですけれども、児童館においても、今、本来の児童館としての役割が果たせるようになってきていると思います。遊具の点検も多分長幡と七本木ではされてきていると思うんですけれども、児童館のそうした遊具を点検するに当たって、子どもの意見表明権というんでしょうか、子どもたちの、こども基本法が22年6月に成立して、23年度施行されているわけなんですけれども、発達に応じて、事故に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参加する機会が確保される、いわゆる子どもの意見を踏まえることが義務化されたわけですね。

そういう中で、今後、また、3館の児童館も次々変更していくわけなんですけれども、この子どもたちの、既に実施している2館についても、やはり子どもたちがどういうものを求めているかという、それが全てかなうわけではない、予算の関係もありますけれども。そうした考え方を入れていってほしいというふうに思うんですけれども、その点について、これは教育長なのか、町長なのかと思いますけれども、予算の関係になれば町長なのかもしれないんですけ

れども、是非お聞きしたいなというふうに思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の、子どもたちの成長を助ける遊び場についての、児童館等における遊具ですね、そういったところで、やはり議員おっしゃるとおり、子どもたちの希望する、望んでいる、そういった遊具を入れるのは大変大事だと思っています。また、そういう意見をどうやって、通常だとアンケートとか、保護者なら取れるけれども、そういった子どもたちの意見をどうやって集約したらいいか、ちょっと課題もありますけれども、そういったところを少し前向きに進めていきたいと思っています。大変参考になると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） もう一つ、商業施設に室内公園とちょっと大きく言ったんですけれども、児童館のスペースが限られているので、工夫をしてもそんなにいろいろな遊びを保障していくことからいくと、遊具をいっぱいそこに用意するということは不可能だと思うんですよ。

それで、様々な工夫をして、今、整えられつつあることを周知していただくことも本当にありがたいなと思います。こんなところだったらば、ちょっと遠いけれども、子どもを連れていこうというふうに、またなるといふふうに思いますので、是非それも必要だと思いますけれども、一部の商業施設には確かに遊び場が確保されているところもあるんですけれども、やっぱり商業施設も集客の意味があってメリットがあると思うんですよ、子ども連れのお客さんがきてくれるので。

そういうことと、やっぱり子どもたちが、町の子どもたちが健康で、暑いときでも思いっきり遊べるという、そういう自治体側のメリットもあるわけですので、このスペースを広げるために若干の町の援助があっても、子どもたちが十分に生き生きと、長いですね、暑い時期が。そして雨の日もあります。そして、冬でも午後はほとんど強風となるので、午後の遊びというのは外では保障してあげられないことが多いと思うんです。そういうときに、あそこに行けば、そして買物もついでしてこようとなれば、双方のメリットがあります。

私もなぜこういう発言になるかという、深谷市のキララ上柴、あそこはアリオの中に生涯学習センターだとか、公民館、図書館が入っているわけなんですね。あそこはもともと深谷市の土地で、業者に貸して、そして自分が借りるという、そういう関係で、全く違いはありますけれども、そういうふうな官民の連携というのも必要ではないかなというふうに思っているところです。意見交換を今後していただけるということですので、是非、上里、人口の割には商

業施設が充実しておりますので、是非そういう意見交換、積極的にやっていただきたいと思いますので、再度お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の子どもの遊び場についての、大型商業施設ですね、具体的にはイオンさんの2階にありますね。私も見に行って、保護者も、お互いに保護者同士が子どもの遊んでいる様子を見ながら、楽しんでいるなというのを見て非常に安心しました。

イオンさんについても、夕涼み会があったときに、イオンの本社から取締役の方が見えたときに、やはり地域貢献したいということをおっしゃっていただいて、そういう意味では、やはりお互いに連携して、町が少し資金的な面も含めて、こういう場が広がればいいかなという感じでおります。この機会を捉えて、また、ほかの商業施設も含めて、可能であれば声がけして、町全体に広がればうれしいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ②の小学校の体育館のエアコン整備にも関係してくるので、空き教室の遊具の設置も併せて、そこで聞きたいんですけども、やはり子どもたち、遊び時間と、休憩時間も本当に短くて、2時間目と3時間目の業間と、主に遊べる時間というのは給食の後、お掃除を終わった後ということになると思うんですね。

本当にやっぱり遊びが子どもに与える影響、本当に遊んでいるときの子どもの顔はすてきですよ。私も長年子どもたちと接してきて、遊びというのは本当に楽しいなとつくづく思っています。

空き教室というふうに上げたのは、やはり体育館に早急にエアコンを設置していただいて、その遊び場と一緒に利用できるように、混雑するじゃないですか、体育館も。だから、何年生は、じゃちょっと空き教室のここのこういう遊具で今日は遊ぼうかみたいに、やっぱり思いっきり保障するという対策として、部分的に空き教室も遊具で思いっきり走ったり、鬼ごっことか、ドッチボールとかでなくて、遊具で遊びたい子は少ないスペースでも遊べる遊具を設置するとか、そういう工夫があってもいいんじゃないかなというふうに思っているものですから、空き教室がそのような活用の仕方ができるのかどうか、再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤幸子議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、空き教室という言葉と余裕教室なんですけれども、空き教室というのは、もう使わないよ、一切、ほかのに転用していいよという教室で、今、上里町の小学校にあるのは全部余裕教室で、いろいろなことに使っている、教室としては利用していないかもしれないけれども、ほかの活動に使っている教室という意味でございます。

少人数教室であるとか、あるいは多目的のこと、あるいは地域連携室というので、地域の方をお呼びして、そこで活動の打合せをしたり、実際にその準備をしたりとか、そういう形で使っていたり、あるいは教材室ということで、学校の教材を、何年生はここという形で保管してあったりとか、あるいは学年室ということで、学年の教材等をその余裕教室の中に保管しておくということで、丸々全部空っぽという教室は今ほとんどないかなというふうに思います。

そういう中で、できる遊びというと、やはり体を動かすというよりも、子どもたちが集まって何か、カードゲームという言い方は変ですけども、そうした遊びならできるかなと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 学校のほうも、まるで空き教室にしておかないのは、やはりもったいないから、工夫をして地域の方に開放したり、様々な使い方をしていることはよく分かっています。

ただ、児童・生徒も減っている中で、空かせたままだから、もったいないから様々に使って工夫をしていただいているのと、やはりそこを本当に子どもたちのために有効に活用できるかという考え方はまた別かなというふうには思ったりします。

でも、このことについては、また後の議論としたいと思います。

エアコンの設置なんですけれども、文部科学省が2023年4月19日に、やはり公立小学校の体育館の空調について、避難所としての役割も担うので、空調と併せて断熱材、断熱性も確保するように要請を出しているんですね。これの補助金の対象、2分の1が2025年までだと思います。多くの自治体においては、3か年計画などを立てて、25年で終了していく自治体もあります。そうでなくても、いつまでも検討、検討と言っているときではないと思うんですね。財政的には、どの自治体も厳しいでしょうけれども、子どもたちの将来にわたる健康を守っていく立場に立てば、夏場であっても体を動かす機会をどこで保障するかと言ったら、学校しかないんですよね、1日の大半が学校で過ごしているわけですから。だから、体育の授業を思い切り体育館でできるようにすることは重要だと思います。その点について、財源も関わってきますので、町長にも答弁いただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤幸子議員の再質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、小学校といいますか、学校への体育館のエアコンの設置というのは、大変求められていることだなというふうに思いますし、先ほど、ただエアコン設置するだけでなく、断熱塗料とか、断熱材等も使うとか、あるいはエアコンもいろいろな方式がありますよね。電気でやるのとか、ガスですか、それを使うのとか、そうしたことも含めて、今、2つの中学校のほうでどれを採用するかということを含めて、設計業務を委託していますので、その段階である程度の予算はこの程度必要だというのが出てくるのかなというふうに思います。その後、小学校ではどうかということになると思います。

現在、来年からすぐ小学校ということはお答えできませんけれども、いずれ小学校にも入れていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の小学校の体育館のエアコン整備についての再質問にお答え申し上げます。

先ほど教育長からも状況、環境整備についての環境ですね、そういった準備ができているかということであるかと思いますが、町のほうも、具体的には、今、中学校2校取り組んでいるところでありますので、次の段階として小学校の体育館エアコン設置というのは当然な話かと思っております。

そういった順序立てた中で、財政措置を含めて国のほうの、こういう財政措置が得られるかどうか也十分情報収集しながら、可能であれば早急に設備を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国のほうの支援がいただけるときにというふうにやっぱり思います。それで、取りあえず2025年までであれば、断熱も含めて補助ができるということまでは確約されているわけなんですよね。ですので、来年度設計とかに入ったら、その対象ぎりぎりに入るのではないかとか思ったりして、早急に、いずれではなくて、早急にと町長答弁していただいたので、やっぱりいずれでは不安過ぎて、やはり早急に対応していただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

トイレについてなんですけれども、学校の視察の中で、やっぱり低学年は和式トイレが使えない子がほとんどで、結構混雑することがあるんですよと言っている校長先生がおられました。そうだろうかと、10分ぐらいの短い時間に集中するだろうなというふうに私は感じたところなんです。

公共施設再配置・維持保全計画と調整しながら、もちろんそうなんですけれども、それには計画が必要だと思うんですよ。深谷市は平成29年に、児童・生徒全てのアンケートを取って、100%洋式化の計画を立てたというふうに伺っております。

深谷市だけではなくて、やっぱり文部科学省も洋式化がスタンダードですよというふうに言っている中で、急がなければいけない、やっぱりトイレというのは本当に清潔でないと利用したくないし、そういう意味では重要な場所だと思うんですよ。ですので、せめて計画書の策定は急いでいただきたいと思うんですけれども、そのことについて、児童・生徒のアンケート等も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤幸子議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁の中でお話申し上げましたが、洋式化計画について、公共施設再配置・維持保全計画との調整を図りながら進めていくのがこちらの方針でございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 公共施設再配置・維持保全計画と調整しなければ、町全体の財政の問題なので、それは分かります。しかしながら、検討に入らないと、いつまでもそこにのせていけないと思うんですね。ですので、学校のトイレ何か年計画ぐらいで整備していこうではないかという、そういう計画書というのはつくっていかないと、先送り、先送りされることになるんじゃないでしょうか。その点どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤幸子議員の再質問にお答え申し上げます。

維持保全計画の中で、校舎改修等進めておりますから、その中で改修できるところを順にやっていますので、その中で検討を進めているということでございます。また、他の市町村等の状況も踏まえまして、そちらのほうも、検討も併せて行いたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） そうしますと、公共施設再配置・維持保全計画で、もう2校は終わりましたけれども、今後回っていく中では、その改修の中にトイレの洋式化も含めながらいくということによろしいでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤幸子議員の御質問にお答え申し上げます。

維持保全計画の中にトイレの補修が入っているということではございません。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 非常に難しいんですけども、いわゆる維持保全計画の10か年が決められて、そうすると、新たな10か年の、新たな、今後の10か年になるか、5年になるか分かりませんが、計画の中から入っていく、今回には入っていないから、その先ほどですよということでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤幸子議員の再質問にお答え申し上げます。

今おっしゃった維持保全計画と別の計画というお話もありましたが、その辺も含めて今後検討していくということでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） いずれにしても、早急な改善を望みたいと思います。

じゃ時間がないので、4番目のプールについて伺います。

七本木小学校と東小学校については、今後民間へ切り替えていく意向が示されました。私は、ここは改修しているからしばらく使うのかなという認識でしたので、これでは屋根でもつけてあげなければあまりにもひどい待遇ではないかなというふうに思ったんですけども、じゃ5小学校を全て受け入れてくれる民間施設というのは、今現在2校スタートして、来年神保原小学校が入りますけれども、大丈夫なんでしょうか、ほかにあるんでしょうか。今の施設に全部お願いする方向で検討しているんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

現在契約をしている施設と話し合いを進めているところで、5校全部受け入れてもらえれば一番ありがたいわけです。向こうも営業しておりますので、プールが今空いている日ですか、向こうの休業日の中に今入れてもらっているのも、そこ以外の日の上里町の小学校は入れるかどうかというのは、今協議を進めているというところでございます。本当は全部入れたいなどは思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今、屋内でないとプール無理な、いわゆる夏場にしかできないわけですから、暑さ指数で、暑過ぎてプールが中止、昔は水温との関係で、寒いから中止だったのに、今は暑過ぎて中止ということが多くなっていると思いますので、全小学校の子どもたちが同じいい環境で授業ができることが望ましいというふうには私も思います。

中学校のことなんですけれども、水泳の心得などは授業として取り入れていますよということでもありますけれども、そもそもプール授業、学校のプール授業が積極的に始められて、プールの整備が進んだのは1955年の瀬戸内海での沈没事故で、修学旅行中の小・中学生を含む168人が死亡したことが始まりだと思います。やっぱり今年もニュースのたびに、子どもたちの水難事故、聞くたびに、本当にこれでいいのかなと、必置とか心得とかでなくて、一緒に遊んでいる友達がどのくらい泳げるかということをお互いに知ること、危ないよと、そっちは。そんなに泳げないんだからこっちにおいでとか、思いやる、そういうことだって大事だと思うんですよ。

環境がないから、中学校のプールは中止、本来ならば、やったほうがいいけれども、義務にはなっていないから、中止というのでは、やっぱり子どもたちに申し訳ないなという思いはするわけなんです。

それで、頼みの綱が、上里の財政では無理なら、1市3町で何とかできるんじゃないか。逆に言えば、湯かっこのプールを中学校のために有効活用、それは上里だけのものではないから、児玉郡市の中学校ということになると思いますけれども、有効活用できないのか。その辺も含めて検討していただきたいというふうに思うんですけれども、何しろ1市3町で造るとしても数年かかりますので、湯かっこを中学校のために活用していく、このことが検討できないかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤幸子議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、湯かっこは、本庄市内の小学校が入ってしまっています。上里も検討したんですけれども、入るスペースがなかったということで、現在の民間スポーツ施設のほうにだけということですか、上里は。そうなっておりますので、なかなか児玉郡市全部の小・中学生が入られるスペースは現在のところございません。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 湯かっこは、児玉郡市の平等な負担金によって運営されていますよね。本庄市さんの小学校が使っているから入る余地がありませんというのは、ちょっと違うと思うんですよ。その辺は、よく議論する必要があると思いますけれども、どうでしょうか。これは町長にお聞きしたほうがいいんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の学校のプールについての再質問ということでお答えします。

本庄市児玉広域圏の管理者会議でも、その話もしまして、余裕的な学校が、余裕があるのかどうか、まだ私も把握しているわけではないので、その辺も含めて一度確認する必要があるかなと思いますし、また、本庄市、先ほど私の答弁で言った本庄市長からあった広域圏で、蛭川ですか、場所的に蛭川にプールを造ろうかという話は出ていますが、具体的にその程度でありまして、今後、その部分についても、いろいろ議論を深めていきたいと思っております。

また、今、小学校のプールを受けている地元の民間企業ですね、そういったところとの連携協定みたいのを結んで、できるだけ地元の小・中学生が利用できる環境を強化していきたいのと、また、子どもたちが民間企業を利用することによって、成人になってもそこを利用し続ける、そういうことで、民間企業もある意味では固定客になると思いますので、そういった意味で連携協定等を結んで、少しでもそういった小・中学校のプール授業を補完できる機能ができれば協力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤幸子議員の再質問に補足をしていきたいと思います。

湯かっこの件ですけれども、上里町から湯かっこへの往復のバスの料金とか、あるいは時間、それを勘案しますと、小学校でも、中学校でも授業時数がだいぶその間カットされてしまうと、そうした問題もありますので、現在の町内の施設のほうが授業時数もキープできますし、ほかの授業、体育の授業だけでなくほかの授業もキープできますので、また、往復バスですぐ出入りできますので、現在のほうが上里町としては便利かな、使いやすいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

掃除のほうに、清掃のほうに移りたいと思います。

現在も月に一、二度であるけれども、縦割り活動を実施するために掃除がない小学校もあるんですよということをお聞きしました。私は、それを全小学校に広げてほしいなというふうに思います。何かの活動でなくても、やはり週に1回ぐらいは思いっきり、何曜日は、だから、だったら日頃は丁寧に頑張って掃除しようという、やっぱり掃除を全くしなくていいというふうにも思っていないんですよ。掃除の意義もあると思います。ですけれども、やっぱり遊ぶ時間を保障したいという考え方を持っていますので、その辺について、再度広げるように努力できないかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

縦割り活動につきましては、全ての小学校で実施しております。ですから、内容についてはそれだと思いますが、縦割りの異年齢の活動を通して、仲間をつくる、触れ合いを深める、そうした活動はしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 補足というんでしょうか、今、コロナの後から週5回掃除をしているところと4回掃除しているところが一番多いらしいんですけれども、若干4回、4日のほうが、今現在少ないんですけれども、伸びつつあるということも全国的な統計であります。やはり子どもたちの遊びを、私は、本当は4よりも3とか、やっぱり子どもたちの遊びを保障していただきたいということで考えております。

6番の子どもの均等割なんですけれども、私、昨日、一番進んでいる茨城県を調べたんです

けれども、18歳未満の均等割で全額免除が2自治体、20歳までを含めた18歳までの半額減免、5割ですね、22自治体、その他の多子世帯とかいろいろ、もっと3割減免とかいろいろ含めて8自治体、32自治体が何らかの軽減をしているという先進的な県もあります。

埼玉県においては、多子世帯の軽減が多いわけなんですけれども、その中で、かすみがうら市というのが、均等割額を応援して、応援金というんでしょうか、いわゆる前年度均等割課税しますよね。その分を次年度に支援策として給付しているという自治体がありました。

なぜ私が、国保会計はぎりぎりです。その他一般会計からの繰入れも国・県の指導でできないようにどんどん、だけれども、均等割で子どもの人数が増えるごとに保険料が上がる、上里においては5万2,000円かな、医療分と支援金分合わせて。1人増えると、2人になったら10万4,000円ですよ。3人いたら恐ろしいことです。

ですので、全部の子どもたちに等しく支援することを選びたいとおっしゃいましたけれども、国保加盟世帯は他の医療保険に加入している世帯と比べて圧倒的な子育てペナルティーを受けているわけですよ。それですので、何とか支援対策を取っていただきたいということなんですが、考えをお聞きします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

国保税の子どもの均等割免除ということですが、他の自治体の状況を把握しながら、町として、この子どもの多子世帯含めて支援ができるか、少し慎重に検討していきたいと思っております。

また、この均等割相当額をやることによって、メリットといいますか、そういうことも含めて確認していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 時間がなくなりましたので、3の住民の健康を守る対策のエアコン設置について伺いたいと思います。

確かに北部事務所の関係で、上里町が単独にどうにかできるということでもないと思うんですけれども、この夏も毎日のように熱中症に気をつけてください、エアコン使って適正にという、なければ使えないし、個人の負担で故障したら直すとか、買い換えるとか、社協の借入れもできるようありますけれども、少しずつ返していかなければいけないという、そういうことを考えますと、命に関わる問題ですので、北部管内での検討というんでしょうか、要望とい

うんでしょうか、そういうことで議論していただけないものかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 杓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

こういう社会環境の中で、いろいろな環境、難しい状況ではありますが、そういった議員御指摘のところを含めて、慎重に検討させていただきます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番杓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前 1 1 時 3 1 分休憩

午後 1 時 3 0 分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6 番塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 皆様、こんにちは。議席番号6 番、公明党の飯塚賢治です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今回の質問は、1、子どもにやさしいまちづくり事業の推進について、2、災害時用の移動式水洗トイレ、トイレトレーラーの導入について、3、リチウム蓄電池等の小型充電式電池の拠点回収について、4、聴覚補助器等の積極的な活用への支援について、以上の4 項目であります。

通告順に従いまして質問を行ってまいりますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、1、子どもにやさしいまちづくり事業の推進について、①子どもの権利についての教育や啓発活動の積極的な推進について伺います。

子どもにやさしいまちづくり事業は、子どもの権利条約を自治体レベルで具現化するためのユニセフが提唱する世界的な運動であります。日本においても、子どもと最も身近な行政単位でようある市町村等で子どもの権利条約を具現化する活動として、日本ユニセフ協会が中心になって推進しています。その特徴は、町の人々がみんなで、みんなの町をつくっていくこと、とりわけ、子どもも町づくりの主体、当事者として位置づけることです。そして、今、日本の自治体でも、この取組が広がっています。

1994年に、日本も批准している子どもの権利条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つが、子どもたちが持つ基本的な柱とされています。子どもが1人の人間として扱われ、社会と関わることなしに、安全で安心して持続可能な地域の未来はありません。

上里町では先月行われました小・中学校意見交換会や明るいまちづくり意見発表会は、まさしく参加する権利を提供し具現化していると思います。

宮城県富谷市では、子どもにやさしいまちを担当課だけではなく、市役所全体で取り組まなければということで、2018年5月に、富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議を設置しました。この会議では、子どもにやさしいまちについて議論を続けた結果、富谷市・子どもにやさしいまちづくり宣言を行いました。この宣言は、外に向けて発信することで、市の職員や子どもに関わる人々のみならず、市民の皆さん一人一人に子どもの権利を大切にするという考えが広まり、まち全体で子どもにもやさしいまちづくりへの機運が醸成されたと伺っています。

我が町においても、子どもやその関係者に子どもの権利についての教育や啓発活動を積極的に行い、子どもたちが自分の権利を理解し、自分で自分の権利を守るための行動を促す社会環境の整備は大変重要であると私は考えます。

そこで、我が町において、子どもにやさしいまちづくり宣言の制度や庁内連携会議の立ち上げ等の取組により、地域ぐるみで子どもの権利についての教育や啓発活動を積極的に推進すべきではないでしょうか。町長、教育長にお尋ねいたします。

続きまして、2、子どもたちが町づくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備について伺います。

北海道の安平町では、子どもにやさしいまちづくりを、①子どもが当たり前で意見できるまちづくり、②子どもたちが安心して遊べるまちづくりと捉え、子どもたちが主人公の町を目指しています。具体的な取組として、地域育成会等と連携しながら、子どもの意見を尊重し、遊び場づくり、遊ぶ機会づくりに取り組んでいます。この遊び場づくり、遊ぶ機会づくりを通して、その主役である子どもたちが意見や考えを表明する協議の場をつくることは、子どもたちの自己肯定感や主体性などの人間力を育むことにつながります。

また、町づくりの方針を決定する場に、地域の未来を担う子どもたちを積極的に参加させることは、自分の思いを整理し、友達や大人の意見を尊重する等、一人一人のコミュニケーション能力を磨く絶好の機会になります。

そこで、我が地域においても、子どものための事業の方針を決める際に、当事者である子どもたちが積極的に議論に参加できる仕組みや制度を整備することは大変に有意義であると考えますが、町長の見解をお聞かせ願います。

次に、2、災害時用の移動式水洗トイレ、トイレトレーラーの導入について。

これにつきましては、昨日同僚議員が触れていたものと少々かぶりますけれども、御容赦願いたいと思います。

①災害現場での評判と互助について伺います。

約3万人が避難所に身を寄せる被災地、能登半島に、全国市町のトイレトレーラーが続々と集まりました。一般社団法人・助けあいジャパンが中心になって進める災害派遣トイレネットワークプロジェクト・みんな元気になるトイレによる派遣であります。1月9日時点で8台、その後、3台から5台が現地に入りました。大阪府箕面市のトイレトレーラーも石川県七尾市中島小学校に到着いたしました。運んだ先の学校では、断水が続いており、トイレは水が流れないので、トイレトレーラーをどのように使っていくか被災者の皆さんで考えて、大はトレーラーでやろう、小は学校のトイレにしようなど決めて、トイレトレーラーを使っていました。トイレトレーラーの給水タンクには400リットル以上の水が入り、汚水タンクが満タンになるまで1,250回の使用が可能ということです。汚水は、まとめてバキュームで吸い上げるか、下水道に落すなどの方法を取ります。1台のトイレトレーラーに4つの個室があり、スペースはゆったりしていて快適です。使用後はペダルを踏んで水を流す、脇に小さなシャワーがついて、流し足りないところは流せます。手を洗うシンクや鏡もついています。照明とポンプを使う電気は、車体上部の太陽光パネルで発電し、充電したバッテリーを電源としています。夜間も明るく安心して使用できると大変評判はよかったと聞きました。断水が長く続いた被災地では、上里町が派遣した給水車も大変喜ばれたのではないのでしょうか。トイレトレーラーも、この給水車が必要とされます。上里町が、この給水車を用意しており、被災地へ救援に行ったことは、私は本当に誇らしく思います。

被災者が一番困るものと考えたとき、トイレの問題も優先順位は大変高いのではないのでしょうか。被災地にいつなってもおかしくない中で、お互いの助け合いは絶対に必要であります。町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、②購入資金は、緊急防災・減災事業債とクラウドファンディングを利用することについて伺います。

群馬県大泉町では、全国の自治体が1台ずつトイレトレーラーを配備し、被災地に全国から集結できるなら、災害時に深刻化するトイレ問題を大きく解決できるはずという趣旨に賛同し、トイレトレーラーを配備いたしました。

令和4年度に実施したクラウドファンディング等では、クラウドファンディング86件、181万円、企業版ふるさと納税25件、790万円、寄附金56件、370万円、総額1,341万円と示されています。

今年2月に納車となり、すぐに能登へ派遣したことが伺えました。購入に当たっては、緊急防災・減災事業債の活用で、導入費用約1,500万円の全てに適用可能で、地方債充当率100%、7割は返済不要、3割は返済ではありますが、この原資にふるさと納税、クラウドファンディングが充当できるようであります。このように購入資金については、緊急防災・減災事業債とクラウドファンディングを利用できると私は考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。

次に、3、リチウム蓄電池等の小型充電式電池の拠点回収について、①ごみ収集ステーション等での回収について伺います。

リチウム蓄電池は、パソコン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、手持ち扇風機、コードレス掃除機など日常生活の至る場面で利用されています。ただ、強い衝撃や圧力が加わると発火、破裂、爆発の危険性があります。環境省によると、廃棄物処理時のリチウム蓄電池に起因すると疑われる火災事故の発生件数は4,260件、発煙、発火を含む発生件数は1万6,517件でした。

上尾市のごみ処理施設では、令和2年に誤った方法で捨てられたリチウム蓄電池が原因と見られる火災で、9か月半の稼働停止、難燃性ゴム製ベルト、熱源検知器、散水ノズル増設を含め、復旧工事費は約4億7,700万円、加えて、この間の委託処理費は約5,000万円かかりました。リチウム蓄電池等の不適切な廃棄が原因で収集処理過程での発火事故が相次いでいる状況を鑑みて、販売店などの拠点で回収している蓄電池等を地方自治体が家庭から直接回収する動きが広がっています。不適切に捨てれば大事故につながりますが、適切に回収すれば、希少資源のリサイクルにつながることから、分別の徹底が重要と考えます。

そこで、火災事故等の未然防止のために、行政によるリチウム蓄電池使用製品などのごみ収集ステーション等、またリサイクルボックス等での回収について、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、4、聴覚補助器等の積極的な活用への支援について伺います。

今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しています。私もその中の1人ですが、実際、高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われています。また、難聴になると、耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症リスクが高まるようであります。この難聴対策として聴覚補助器が有効です。聴覚補助器には気導補聴器のほか、骨導補聴器や軟骨伝導補聴器などがあります。高齢化が進む中で、社会の一員として末永く動き働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し、適切に活用できる環境の整備は大変重要なことであると私は考えます。

①高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備について伺います。

高齢者いきいき課や社会福祉協議会等での連携の下、聴覚補助器を必要とする方々への情報提供の機会や補聴器等のお試し利用ができる場所の整備等、お考えいただけないか提案いたしますが、町長にお聞きいたします。

続きまして、②聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設について伺います。

川口市では、聴覚補助器購入費の一部を補助する制度を創設しました。補助の対象は、市内に住所を有し、居住する満65歳以上の方で、本人が市民税非課税または生活保護受給世帯で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方となっています。原則、中等度難聴程度、両耳の聴力レベル40デシベルから70デシベル未満の方が対象です。

補助の内容は2万円を上限として、1人1回、購入に要した費用が2万円に満たない場合は、その額を補助するという内容であります。受付期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、申請件数が予算上限に達した場合は、期間内であっても受付終了するとしています。上里町でも是非とも考えていただけないか、町長にお伺いいたしまして、壇上からの質問を終了いたします。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、子どもにやさしいまちづくり事業の推進についての①子どもの権利についての教育や啓発活動の積極的な推進についてでございます。

ユニセフが推進する子どもにやさしいまちづくりは、子どもをまちづくりの主体、当事として者位置づけて、子どもの権利条約に明記された子どもの権利を実現化するための国際的な取組でございます。

日本でユニセフ本部や各国の取組を参考にして、子どもにやさしいまちづくり事業の構成要素とチェックリストを作成し、先行5自治体で検証作業が行われ、この5つの自治体がユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体として承認されています。

日本国内においては、子どもの権利条約の4原則である差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、児童の意見の尊重、児童の最善の利益の趣旨を踏まえ、令和5年4月に、こども基本法が施行されました。また、同時に、子ども施策の立案、実施を担う、こども家庭庁が創設されたところであります。こども家庭庁が目指すものとして、こどもまんなか社会という考え方があります。

子どもや若者の視点に立ち、子どもにとっては最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政

策に反映するというもので、こども家庭庁は、その実現に向けて、子ども・若者の声を聞き、子どもや若者の視点に立った政策を推進していくとしています。

これはユニセフの子どもにやさしいまちづくりの考え方と合致するものであり、こども家庭庁では、このこどもまんなかの趣旨に賛同した地方公共団体、個人や企業をこどもまんなか応援サポーターとして位置づけています。

子どもの権利保障において、こども基本法の施行とこども家庭庁が発足したことは、1994年に日本が子どもの権利条約に批准して以来の大きな動きであります。このことから、上里町においては、まずはこども家庭庁の進めるこどもまんなか応援サポーターへの賛同を表明し、こどもまんなかアクションを自ら実行し、そして発信することで、役場全体、さらには町全体の取組として子ども施策を進めていくことを検討していきたいと考えます。

現在、町では、次期子ども・子育て支援事業計画と一体的に上里町こども計画の策定を進めております。

こども計画の策定に当たっては、子どもや若者の置かれた状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のあるものとするため、計画の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させていきます。

町としては、力を入れている子育て支援事業の実施と併せて、このこども計画において、町の置かれた状況に応じた目標設定を行い、こどもまんなか社会の実現を目指してまいります。

なお、学校における子どもの権利に関する教育については、教育長から答弁いたさせます。

次に、②子どもたちが町づくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備についての御質問にお答え申し上げます。

私も、子どもに関係する事業を実施する際は、当事者である子どもの意見を聞くことが大切であると考えております。

町では、子どもの意見や考えを聞く取組として、教育委員会が主催している児童・生徒との意見交換会やコミュニティ協議会が主催している明るい町づくりの意見発表会を実施しております。

いずれの取組も、小・中学生の目線で、日頃町について感じていることを発表していただき、将来の魅力ある町づくりに生かしていくことを目的として開催しております。

毎回、参加者からは、かみさと愛を感じる熱い思い発表していただき、その中には既存事業の見直しや新規事業の検討につながるようなアイデアもあります。

発表会の内容については、役場各課で共有し、実際に事業を検討する際には、できるだけ子どもたちの意見を反映できるよう取り組んでおります。

また、公園など、子どもに関係する施設を検討する際には、子どもの意見を反映することは

重要であると考えております。

あおぞらパークやどんぐりの丘公園の設計に当たっては、ワークショップや検討会に子どもは参加していませんが、地域や子育て世代の人たちに参加していただき、御意見を参考にさせていただきました。

なお、あおぞらパークという公園の名前は、小学生のアイデアを採用しております。

御質問のありました子どもが積極的に協議に参加できる仕組みや制度の整備については、各課における子ども施策を進めるに当たり、子どもの利益を第一に考える、こどもまんなか社会の趣旨を役場全体で共有する必要があることから、こども家庭庁が進める、こどもまんなか応援サポーターへの賛同を表明することを検討してまいりたいと考えております。

町といたしましても、こどもまんなか社会の実現に向け、子どもの権利を大切にし、町づくりの様々な場面において、子どもが積極的に参加できる取組を推進してまいります。

次に、2、災害用の移動式水洗トイレ、トイレトレーラーの導入についての①災害現場での評判と互助についてと、購入資金は緊急防災・減災事業債とクラウドファンディングを利用することについては関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、埼玉県並びに日本水道協会埼玉県支部より被災地支援の要請があり、当町においても、避難所運営、応急給水活動、罹災証明発行業務に職員を石川県七尾市と輪島市へ派遣したところでございます。

特に、避難所運営に当たった職員からは、1月17日まで断水が続き、排泄物がそのままになっていた現状や仮設トイレや当町でも備蓄管理をしている簡易トイレが使用されていたと報告を受けております。また、水道からの水が飲めること、トイレの水を流せること、お風呂に入れるなど水の重要性、当たり前のことがとても幸せであり、感謝しなければと被災地支援を通じて実感したとのことであります。

そして、職員からお褒めの言葉をいただきました。給水活動に従事した職員からも、飲料水や炊き出しを求めて多くの方が訪れ、やりがいと使命感を持って給水を行いました。さらに、仮設トイレや衛生的なトイレトレーラー、トイレカーの設置状況の報告がありました。

また、活動を行う中で多くの自治体職員が被災地に集まり、助け合う重要性を再確認したとの感想もありました。

新井議員の答弁でもお答えさせていただきましたが、町では能登半島地震の避難所でも実際に使われていた簡易トイレを30基所有しております。防災倉庫に備蓄しておりますが、支援物資としての準備も整えております。

また、今年度は防災フェスティバルの新しい取組として、トイレトレーラーを町内のNPO法人の協力の下、展示いたしました。能登半島地震でも支援活動をしており、万が一、町内に

において必要な状況が発生した場合には、率先して協力するとお話もいただいております。

トイレトレーラーの導入につきましては、一般社団法人助けあいジャパンが進める災害派遣トイレネットワークプロジェクトへの取組も含め、当町における有事の際の避難所運営や被災地への派遣体制、また、平時においては、イベントの活用や維持管理の方法など、県内自治体及び近隣自治体の導入状況を調査して、導入の方向で検討してまいります。

検討の結果、導入することが可能と判断された場合の購入資金につきましては、議員お話のとおり、地方債である緊急防災・減災事業を100%充当することができ、そのうち70%が交付税措置され、30%が町負担となります。

なお、町負担については、クラウドファンディングという手法での財源確保も1つの方法でございますが、寄附という性格上、確実な財源として見込むことは困難でございますが、こちらも含めて導入について検討してまいります。

次に、3、リチウム蓄電池等の小型充電式電池の拠点回収についての①ごみ収集ステーション等での回収についてお答え申し上げます。

リチウム蓄電池等の小型充電式電池は、充電をして繰り返し使用できる電池のことで、小型で軽量の上、エネルギー効率が高く、経済性にも優れていることから、モバイルバッテリーやスマートフォン、ノートパソコンなどの電子機器をはじめ、電子たばこや電動歯ブラシ、コードレス掃除機などの日用品など様々な電気製品で幅広く使用されています。しかし、その一方で、小型充電式電池そのものが廃棄物として排出されることも多くなっています。

議員お話のとおり、リチウム蓄電池等の小型充電式電池は、破碎や圧縮など強い衝撃が加わると発火する危険性があります。そのため、家庭ごみの排出時に適切に分別されず、不燃ごみなど、他のごみと一緒に排出された小型充電式電池が原因となった火災が、収集・運搬・処分時のごみ収集車やごみ処理施設等において全国的にも数多く確認されています。

小山川クリーンセンターにおいても、大きな火災事故は発生していませんが、小型充電式電池の発火は多く確認していますので、いつ大きな火災が発生してもおかしくない状況であります。

これらのことから、小山川クリーンセンターでは、火災事故等の未然防止の取組として、リチウム電池等の小型充電式電池を受け入れるための体制を整え、町においても、令和5年7月より、町内各収集所においても、乾電池等の有害ごみと併せて小型充電式電池の回収を開始しています。

また、ほかにもリサイクル協力店やくらし安全課窓口におきましても、小型充電式電池の回収を行っています。

今後ごみ収集車や処理施設等において、小型充電式電池が原因の火災が起こることがない

よう、町民の皆様は小型充電式電池の正しい排出方法について理解していただくため、積極的に広報を行い、周知に努めてまいりたいと考えています。

次に、4、視聴覚補聴器等の積極的な活用への支援についての①高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備についてお答え申し上げます。

近年では、難聴は生活の質の低下や認知機能の悪化に影響を与えていると言われております。令和6年3月に国がまとめました、難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引では、難聴高齢者の早期発見と介入が重要な要素として上げられております。

御提案いただきました聴覚補助器についての情報提供や、お試しの場の整備は同手引においても、先行事例の1つとして上げられており、難聴高齢者の早期発見・早期介入に有用な手段だと考えられます。

難聴への早期対応は、高齢者が生き生きと生活することへの一助になると考えられます。聞こえに関する講座や補聴器等の体験会の開催については、検討を行ってまいります。

続きまして、②聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設についてお答え申し上げます。

聴覚補助器の購入費用の助成制度については、県内15自治体において実施もしくは今年度中の実施をすることを確認しております。

助成についての条件は、各自治体で異なりますが、共通する点は、日常会話が聞きづらくなる聴力レベル40デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない、いわゆる中等度難聴と言われる高齢者を対象としている点になります。耳鼻咽喉科医師による診断についても、多くの自治体が条件としております。所得を条件とする自治体は一部となりますが、こちらについては、高価な商品である聴覚補助器の購入が困難な低所得者の方を補助するという目的のため、条件に加えているとのことでした。

聴覚補助器は、個人ごとの機器の設定が困難なことや、利用していく上でのトレーニングが必要となるため、購入を補助するだけでは聞こえの改善につながらない可能性があります。さきに答弁いたしました、聞こえるに関する講座等の活用などを検討しつつ、購入費補助を含めた有効な支援について考えてまいります。

答弁途中、大変失礼しました。私の答弁の中で、ちょっとこちらのほうの意見がありました。大変失礼しました。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 飯塚賢治議員の子どもにやさしいまちづくり事業の推進についての

①こどもの権利についての教育や啓発活動の積極的な推進についての御質問にお答え申し上げます。

私も飯塚議員同様に、未来を担う子どもたちの健やかなる成長を支え・守ることは最重要であり、子どもたち自身もしっかりと学ぶことが大切だと考えております。そのため、各学校において、発達段階に応じて様々な学びの機会を設けております。

例を挙げますと、小学校6年生社会、くらしの中の基本的人権の尊重において、国民の権利保障や中学校3年生公民、子どもの人権において、子どもの権利条約やこども基本法の中で、子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されることや、保護される権利や意見を表明する機会の確保などについて学びます。

また、道徳や学級活動を中心として、子どもたちの心の育成を図るとともに、誰ひとり取り残さない教育を掲げ、取り組んでおります。

教職員においても、ユニセフC R Eハンドブック、子どもの権利条約を学級経営に生かそう～子どもと先生でつくる、みんなが尊重される学校～も参考に取り入れ、子どもの権利を大切にする教育を図っております。今後も子どもの権利を大切にする教育が高められるよう鋭意努力してまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 6 番塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 6 番飯塚でございます。

1 回目の御答弁を頂戴いたしましたので、再質問をさせていただきます。

初めに、1、子どもにやさしいまちづくり事業の推進についてであります。

子どもにやさしいまちとは、子どもの最善の利益を図るべく、子ども権利条約に明記された子ども権利を満たすために積極的に取り組む市町村のことです。

特に大切なことは、子どもを権利の主体として、自分が考えていることや思うことを言えること。そして、それを聞いてもらえるようになること。自分に自信を持ち、社会への積極的な参加意識を持てることにつながるのではないかと考えます。

これは行政だけということではなくて、地域ぐるみや民間部門とか、メディア等、啓発活動が大変重要になるのではないかなと思いますが、この辺を積極的に推進していくという意味では、町長、この地域ぐるみのところをどのように考えられますでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の子どもにやさしいまちづくりの事業について、再質問にお答え申し上げます。

私も、子どもに関係する事業を実施する際には、当事者である子どもの意見を聞くことが大変大切であると考えておりまして、答弁の中でも申し上げましたが、町で子どもの意見を聞く取組として、児童・生徒との意見交換会や明るいまちづくりの意見発表会ということを実施しております。子どもに関係する事業の協議に子どもが参加できるようにすることについては、子どもの利益に第一に考えるという視点から、こどもまんなか社会の趣旨を役場全体で共有して、各課における子ども施策を進めていくにあたり、当事者である子どもの意見を聞くことを努めていきたいと思っております。

また、アンケートや子どもが積極的に協議に参加できるワークショップや、また、子どもたちのスポーツとか、そういった面でも意見を取り入れて進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 続きまして、その子どもにやさしいまちづくり宣言という意味では、これどうでしょうか、上里町がこの宣言をして、言わば、町ぐるみと、この子どもにやさしいまちづくりという事業をこれから本当にどんどん進めていくという考え方になっていくかと思うんですけども、宣言については、町長、どういうふうと考えられますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

子どもにやさしいまちづくり宣言の質問かと思っております。

子どもにやさしいまちづくり宣言を行うには、ユニセフに参加申請し、広報自治体になると2年間の準備期間、検証期間ですか、そういった期間が必要であるということであります。計画の立案や事業実施、評価などを行いまして、その後、第三者評価特別委員会の評価を得て承認され、子どもの権利を実現する町を目指します。以降、定期的な特別委員会により見直しの評価を受けることになっているようでございます。

このように宣言を行うには相応の人員が時間、予算等が必要となりますが、特に力を入れている子ども・子育て支援を強く前に進めていくためには、町として何ができるか、この先行5自治体の中で、ニセコ町の名前が出ていましたね。私はニセコ町の片山町長と以前から親交ありましたので、先日電話させていただきました。そうしたら、子育ての担当者も紹介するし、教育委員会でもかなりいろいろな、ことについて取組を進めている方がいるので、是非協力し

たいという答えをいただきましたので、是非そういった連携で、この子どもにやさしいまちづくり宣言の実施方向で取り進めたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） はい、ありがとうございます。

先ほども、子どもたちが町づくりの協議に参加できる仕組みや制度の整備ということでありますけれども、先ほどにも、同僚議員のほうにも、子どもの意見を尊重するお話がありました。そういったことは、ある意味、子育て日本一を掲げる以上、絶対的に子どもたちを大事にするという意味では、本当にこどもまんなか社会というものを目指していかなければいけないのかなと思っているんですけれども、7月17日に行われました町長と小・中学校の児童・生徒との意見交換会は、本当にとってもいい仕組みかと私は考えているんですね。

これは、そこで子どもたちの意見というものは、町長のほうに伝わって、その町長のほうは、その子どもの意見をどのように、要するに解決をしていくのかなということも考えたんですけれども、その中で、意見交換会の中で様々な遊具やアスレチックを備えた公園が欲しいというようなこともありまして、また、具体的に忍保グラウンドのアスレチックを復活してほしいなんていうことも、子どもたちらしい発想で町長に訴えていたというのが私にも伝わってきたんですけれども、こうしたい全体的なその質問の趣旨というのは、大人が本当に考えることと同じだなと感じたところでありました。

今後、そうした、もし、この遊具やアスレチックのお話なんかも具体的に町の中で設置をしようとか、そういうような流れになったときには、本当に子どもの意見を聞くような機会というものは必ず持ってほしいと、先ほどあおぞらパークとどんぐり公園ですか、要するに話がありましたけれども、その中では子どもの意見というものは特になかったというふうにお聞きしたと思うんですけれども、今後、こうした具体的な事業が起きるというようなときには、協議に参加できるような仕組みを是非とも町として考えていただきたいというふうに思いますが、町長、この辺は、御所見を伺いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 子どもたちが町づくり協議に参加できるということでございますが、先ほどもちょっと答弁、話しましたが、意見交換会や明るいまちづくりの意見発表会を含めて、子どもたちの参加といいますか、ワークショップ、そういったものも含めて、今後、子どもの

意見を取り入れる仕組みづくりを検討していきたいと思っております。

また、子どもたちの保護者、それから、この前も保護者の家族ですか、家族からも、こういったことを非常に町として取り組んでいただくのはありがたいということを私も直接聞いておりますので、そういった中で、この輪が広がればいいかと思っております。これも教育委員会とか、コミュニティ協議会が一生懸命やっけていただいておりますので、そういった方向で是非進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） それでは、2 の災害時用の移動式水洗トイレ、トイレトレーラーの導入について伺いたいと思います。

これは、先ほど町長のほうではしっかり検討をしていきたいというお話をお聞きしましてほっとしているところでありますけれども、この現場になるところというのは本当に、今、日本中どこに起きるのかというものは本当に分からなくなっている状況であります。台風10号の被害も九州では大変なことになってしまいました。こういったものが関東に直撃なんてなったら、今度は我が身になってくるわけですね。こういったことを考えると、やはり互助というのは、助け合うということは本当にこれからの時代大事なのかなと思うんですね。それにはやはり実績を積んでいかなければならないと思うんですよ。給水車が要するに行ったというのも、これも本当にうれしくて、こういったことを今度はトイレトレーラーを持って一緒になって給水車とともに行ったらなんていうのは、本当に喜ばれるんじゃないかなと思うんですね。ある意味、避難者が本当に悲惨な状況下をできるだけ要するにつくらないようにしたいというみんなの考え方だというふうに私も思っているんですけども、このトレーラーの導入について、その自治体同士の助け合いという考えですけども、町長、この辺の、これからの要するに、その助け合いというのは、どのように考えられますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員のトイレトレーラーの再質問についてお答え申し上げます。

先月、私は町村会と議長会、黛議長も一緒だったんですが、実は東日本大震災の被災地であります南三陸町の佐藤仁町長を講師に招いて研修会やりました。その中でちょっと意見交換した中で、やっぱり女性のトイレの夜間、非常に簡易トイレでは不安で、また、誰がついていかないと、とてもやれる状況にはないということで、やはり女性はどうしても我慢してしまっって体調を崩してしまうという話を本人から、佐藤町長から聞きました。

さて、じゃ実際にこの災害起きたときに、どういう状況かなというふうに考えたときに、やっぱり安心して夜間でもトイレ入れる、そういう環境がやっぱり必要なんではないかということで、これも含めて、上里も災害いつ起きるか分かりません。また、このトイレトレーラーも災害だけではなくて、日常的な使い方もあると思いますので、これは前向きにちょっと検討してもいいんじゃないかということで、先ほど答弁させていただきました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 同僚議員のときに回答で、上里町の中でも、NPO 法人の方、トイレトレーラーをお持ちになっていて、被災地に行ったというお話を知りました。本当に大変ありがたい、貴重なお話かなというふうに思っておりまして、現地では、そのNPO 法人の方が上里町であれば、上里町から来てくれたんだということで、上里町の本当に大変なアピールにもなるんだ、つながっていくのかと思うんですけども、それはそれとして、NPO 法人の行動というものは、互助に対して大変大事な話かというふうに思うんです。

自治体は自治体として、その互助という立場でいろいろとお互いの、要するにつながりというものを持ちながら、そういった災害を受けたときの避難者のために、今後、これからも一生懸命考えていかなければならないなというふうに感じているところでございます。できるだけ快適に、その間過ごしていただくことを考えていきたいというふうに思っているんですけども、このNPO 法人の方が行ったというお話は町長も御存じですかね。もしあれだったらちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁しました。また、新井議員の答弁にありましたNPO 法人のトイレトレーラーですが、私も防災フェスティバルで実際に見学させていただきまして、4 基のトイレを準備していただきました。また、手すりや鏡、手洗い等も設置されていまして、先ほど答弁しましたように、能登半島地震でも寒さ対策として、トイレ室内にパネルヒーター等も設置しているとのことでございます。

このNPO 法人が身近に、協力的にしていいただければ、万が一ということも非常に頼もしいなという感じでおります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6 番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 続きまして、聴覚補助器等の積極的な活用への支援についてですが、なぜ私が適切に選択できる環境の整備について持ち出したのかと言うと、耳が遠くなったというって、テレビだとか、広告だとか、雑誌なんかの情報で、すぐを買ってしまって、ボリュームがぴんとなったり、雑音を拾い過ぎてしまったりとかと、自分の耳に合っていないというようなお話も随分聞くんですね。それが45万円の高額なものを買ったんだけど、全然変わった気がしないというようなものの話を聞きます。良心的な、例えば専門店や認定補聴器技能者の資格を持った方なんかには相談できれば、そのような悩みも解決できるんじゃないかなというふうに思ったからであります。

例えば、今後、3館複合施設ができ上がったというときに、そうしたコーナーを設けるなど、これから考えていただけないかなというふうに考えて質問をしました。このお試し利用にできる場所の整備というのは、この辺については、町長、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 飯塚賢治議員の再質問、補聴器のお試し利用ということでございます。

複合施設では様々な高齢者向けの事業の展開を予定しておりまして、内容についてもただいま検討中となりますが、展開していく事業の1つとして、専門家による聞こえに関する講座等を実施、難聴の早期発見・早期介入に取り組むことも考えてまいります。

なお、聴覚補助器は専門的なアドバイスが必要になるため、常に置いておくといった形ではなく、専門家による講座等の場でお試ししていただく形が一番よろしいかと想定しております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 6番飯塚賢治議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時45分からとします。

午後 2時26分休憩

午後 2時45分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 議席番号8番齊藤崇でございます。

通告に従い一般質問を行いますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

今回の質問は、大きなタイトルで3項目であります。

1つ、要望書について、2つ目が諸改革について、3番目が下水道終末処理場予定跡地についてでございます。

それでは、順次質問をしていきますので、答弁をよろしくお願いいたします。

要望書についての①町民からの要望書について。

要望については、町民から直接の場合と、それから行政区長から提出される場合があるかと思いますが、多分、多くは区長からの場合が多いのではないかなというふうに思います。要望書の受付窓口は、総務課で要望内容によって担当課に振り分けられるというふうに聞いております。要望書の内容は、それぞれ多岐にわたっていると思いますが、私が思うに、道路整備かに寄せられた案件が群を抜いて多いのではないかなというふうに思います。

現在、道路整備課に提出されている要望書も過去数十年と言っているのか、からの要するに積滞が、どのくらい積滞があるか伺います。

聞くとところによると、毎年度20件程度を受理していると、全て道路整備課ではないんですけれども、ということも聞いております。このうち半分程度しか要望に応えられていないとも伺っています。ということは、約半分は翌年度回しになることになり、これが繰り返されると、単純に積滞は年々増加してしまいます。このような状況をどのように考えているのか伺います。

要望書の扱いについては、危険性が高いもの、または緊急性の高いもの等を考慮して順位をつけて処理していると思いますが、その際、判定を下すのはトップである町長とか、副町長も加わって議論し結論を出しているのでしょうか。これについても伺います。

冒頭申し上げました要望書の受理ですが、窓口である総務課が受け付けたとき、年月日、提出名等、必要事項をチェックし担当課へ回していると思います。このとき、提出者に対して、ただ単に受理しましたということを伝えているだけなのか、それとも担当課から後日一時的な回答をさせていただきますとお伝えしているのか、もし前者だったら今後は後者のような対応を取っていただきたいと思いますと思いますが、町の考えを伺います。

2、諸改革について、①年間計画の改革について質問いたします。

まず、御存じだと思いますが、改革とは、社会の変動や危機に対応し、あるいは適合するように社会的、経済的、政治的制度や組織、政策などを部分的に改善するとあります。行政においては行政改革、では行政改革とは、時代に即した行政需要に的確に対応し、町民サービスのより一層の向上を図るために組織、制度や行政運営の在り方を見直し、行政運営の適正化、効率化を図っていくとあります。基本的なことを述べましたけれども、今回は、さきにも言ったように、社会の変動や危機に対応し、部分的に改善することに特化して質問いたします。

昨年9月に、夏季における酷暑の中での町主催の事業開催について質問しました。例年に

ない酷暑、災害級、酷暑の上は災害級の暑さとも言われていますので、こういう中で、防災フェスティバルが開催されたことについて、町独自の事業であるから、時期または時間帯を考えたとしても事業というか——にしてほしいという質問に対して、町長の答弁は、参加者の負担や熱中症のリスク等を考慮して、来年度以降の実施については検討するという回答をされました。では、どのような検討が行われて昨年度と同じ場所になったのか、町長の答弁を求めます。

最近では、夏になると口癖でしょうか、今年の夏は暑いがこの時期の決まり文句になっています。気候変動、地球の温暖化によるものと考えられます。毎日のニュース等で、また、町の災害行政無線でも、日中不要不急の外出は避け、部屋の中ではエアコンを使用し、熱中症に気をつけるようアナウンスしています。先月中旬には地元藤木戸地内においても、私よりもかなり若い男性が亡くなりました。死因は熱中症でした。

繰り返しになりますが、防災フェスティバルだけでなく、社会の変動や危機に対応し、年次計画の全体を見直し、町民に対するサービス向上に向け、行政改革をさらに前進させていただきたいと思いますが、町長の見解を伺います。

②学校行事の改革について。

学校行事についても、慣例となっている行事が少なくありません。中でも小学校の運動会、中学校の体育祭は、昨年度までは同じ時期、いわゆる9月に実施されていたと思います。過去を振り返ってみますと、2学期が始まるとすぐに運動会、体育祭の練習でした。日中の一番暑い時間帯に校庭での練習、時には体育館使用もありましたが、それぞれにとって大変だったと思います。特に先生方にとっては、児童・生徒の熱中症対策が大変だったのではないかなというふうに思います。今まで大きな事故が起きなかったのが不思議なくらいです。

そこで、これからの学校行事も改革をしてみてもどうでしょうか。ほかの自治体では、年度初めの5月頃に運動会、体育祭を実施している学校もあります。このことについて、教育長の見解を求めます。

最後に、3番、下水道終末処理場予定跡地について伺います。①として、現在の進捗について伺います。

下水道終末処理場予定跡地の経緯について触れてみますと、全町下水道化を目指し、平成7年から8年度に公共下水道事業認可を取得、管渠築造工事と並行し、平成11年から12年にかけて終末処理場用地及び関連公園用地の取得を行ったが、平成12年に児玉郡市流域下水道計画が検討され、その後、利根川流域別下水道整備総合計画の変更を受け、平成16年に県、17年に国の事業認可を受けました。以上のことにより、当町の計画から下水道の処理計画変更により処理場跡地の利用目的の転換が行われ、現在に至っているということであります。

計画変更から約19年が経過し、過去数回同僚議員からも取り上げられております。昨年の同

僚議員からの質問に対して1年以上が経過していますが、現在、どのように進捗しているか伺います。

このときの同僚議員の質問は、除草にかかる費用を使って公募で花を植える提案、用地の一部に生物化学的ガス化方式のバイオマス施設計画の協議はということで質問したように思います。

町長の答弁は、土地の状態が悪く、土地を改良する必要や道具等の保管、水道設備などの一定の経費を必要とするため、現在の管理形態、年間の除草費用は約100万円を継続したい。バイオマスはSDGsや脱炭素社会からの形態からも事業化の可能性を引き続き調査研究したい。道の駅、災害発生時の拠点として協議する中で考えたいというふうに述べております。

②町は今後どのようにしていくのか、考えを伺います。

先ほども申しましたように、計画変更から約19年、毎年100万円、約100万円の除草費用、何度となく調査研究もしてきたと思います。そろそろ真剣に協議会を立ち上げて結論を出すべきではないでしょうか、町長の答弁を求めます。

これで、壇上からの1回目の質問を終わります。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、要望書についての①町民からの要望書についてお答え申し上げます。

町民の皆様からの要望書は、意見や要望を町に伝えていただく非常に重要な手段であり、直接のフィードバックは行政サービスの改善や新たな施策の検討に役立つものであります。また、都市計画、地域の安全性、公共施設の状態など、特定の問題に対す解決策について御提案をいただいております。

要望書は、区長、各種団体、個人からと広く受け入れており、受付処理後に私から回覧し、内容を確認しております。要望書原本は、各担当課へ回付し、副本を総務課にて保管しております。

要望書の様式について特に定めておりませんが、防犯灯、カーブミラーの設置要望につきましては、区長会総会時に要望用紙を配布し、区長より提出いただいております。

過去3年度分の要望書受付件数ですが、令和3年度が77件、令和4年度が92件、令和5年度が90件、合計259件となっております。内訳としましては、道路関連が63件、防犯灯が49件、カーブミラーが39件、交通安全対策などのその他が108件となっております。

要望内容は多岐にわたりますので、状況により対応方法等は異なりますが、措置が必要なも

のにつきましては、原則、担当課により優先順位をつけて順次対策を講じております。また、その案件の緊急度、重要度などにより、私や副町長、教育長に報告、相談してもらい、協議、検討を行っております。

道路整備に関わる道路整備課に対する要望につきましては、多くが多額の工事費が必要なことから、対応は翌年度以降になりますので、対応時に区長に対し連絡いたしております。なお、即応できる場合につきましては、要望書提出時または事前相談の際に回答しております。令和6年3月末現在、道路整備関連で未対応となっている要望案件は132件となります。

議員お話のとおり、数多くの要望をいただいておりますが、対応できる件数が少なく、年々増えてしまう状況がありました。そのため、令和4年度より対応件数を増やし整備を行っておりますが、内容によっては数年かかる要望もありますので、引き続き要望に応えられるよう推進中の事業進捗状況を踏まえながら調整してまいりたいと考えております。

今後、要望書の受理時に対応が必要なものにつきましては、担当課から回答させていただく旨を提出者に伝え、要望に対する対応の可否や、おおむねの時期などについては、一定期間内に御提示できるよう、その方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、諸改革についての①年間計画の改革についてお答え申し上げます。

近年は地球温暖化により世界規模で異常気象が頻発し、涼しい地域でさえも過去最高の気温を記録するなど、各地で災害級の暑さが発生しています。日本においても気温の高い日が続き、連日猛暑日が記録されました。そのような中でありますが、8月3日、イオンタウン上里を会場に、上里町防災フェスティバルを開催したところでございます。

さて、議員御質問の防災フェスティバルがどのような検討の下、昨年度と同じ会場での実施に至ったのかということでございます。

以前は9月1日の防災の日に合わせて、8月下旬から9月上旬に、堤調節池運動公園グラウンドを会場に開催しておりましたが、御陣場川の調節池としての機能を持った土地でのグラウンドであることから、雨天や台風による大雨等の影響により、中止とせざるを得ない状況が続きました。このことを踏まえ、雨天でも対応可能なイオンタウン上里に会場を変更した経緯でございます。

また、イオンタウン上里で開催している夕涼み会の実施日に合わせて開催することで、テントの共用や広報の面でも御協力をいただいておりますことから、令和元年度以降は会場を変更させていただいております。イオンタウンとは災害時協定を締結しており、連携して防災訓練を実施できることは、町としても大変有用な取組となっておりと感じています。防災フェスティバルには、より多くの皆様に防災意識を高めていただくという目的があり、大型商業施設での開催は非常にメリットがあるものと捉えております。

近年、全国的に頻発している災害の状況を踏まえますと、住民の皆様に防災意識を高めていただくことの重要性は年々高まっており、これらのことを踏まえ、天候による開催の不安定さを解消し、イベント開催による防災意識向上の機会を確実に捉えられるよう検討した結果、現在の会場とさせていただきました。

大変失礼しました。

次に、年次計画全体の見直しについてでございますが、行事の実施に当たっては、その目的及び趣旨を常に意識し、行事实施による効果が最大限発揮される内容、方法、時期などについて十分に検討しているところであります。

防災フェスティバルを例に取りましても、防災意識の向上というイベントの趣旨及び目的を捉えつつ、多くの方に来場していただけるような内容の検討に加え、今年度は開催時間を1時間早め、スポットクーラーの設置や閉会式の前倒しなどの対策を講じ、参加者及び実施者に対し、暑さによる負担の軽減に努めたところでございます。

一方で、異常気象とも言える猛暑の中でのイベント実施により、議員に御心配いただいている熱中症のリスクが生じることは大きな課題であると考えています。

今後につきましても、行事そのものの意義を念頭に置きつつ、付随する課題や懸念への対応についても十分に検討し、行事開催による効果を最大限発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、②学校行事の改革については、教育長より答弁いたさせます。

次に、3、下水道終末処理場予定跡地についての①現在の進捗について、②町は今後どのようにしていく考えなのかについて、関連がございますので、一括でお答え申し上げます。

御質問の終末処理場の建設予定地でありました土地につきましては、当時の下水道計画に基づき、平成11年、12年度に水質管理センター用地及び環境施設公園建設用地として、合わせて、約4.2ヘクタールの用地取得を行い、農用地区域から除外いたしました。

その後、平成17年度に流域下水道計画へと認可変更したことにより、当初の処理場建設の計画が廃止になって以降、土地の利用に関しまして、様々な御意見や御提案をいただき、町といたしましても、調査研究を行ってまいりました。

蓮池やひまわり畑、鑑賞用草花を植えるなど、地域の方々にも御協力をいただきながら整備を行った経緯もございましたが、いずれも協力者への負担が大きく、継続的な利用には至りませんでした。

当初の利用目的が変更された今、町として、所有者として公共性を保ちながら暫定的な利活用している状況であります。地元や周辺住民の皆様に御迷惑がかからぬよう適正な維持管理に努めているところでございます。

この間、議員の皆様からも御意見や御提案をいただく中で、多様な視点での調査研究を行い、令和4年10月の議会全員協議会において、道の駅構想について御説明をさせていただいたところでございます。

この跡地を今後どのようにしていく考えなのかという御質問ですが、当該地は公共施設の設置を目的に取得しました。また、第5次上里町総合振興計画及び上里町都市計画マスタープランにおきましても、土地利用検討地域に設定しており、用途地域以外で土地利用の転換が見込まれる地域において、秩序ある土地利用の誘導を検討すると位置づけられています。公共施設の建設を目的に農振除外をしたため、基本的に産業振興・地域福祉・防災機能など、公共性のある事業を柱に、道の駅を含めた土地有効活用の検討を進めていくことになりました。

昨年度には、上里町公有地活用・道の駅構想庁内検討委員会を設置し、道の駅の設置を含め公有地の利活用について、庁内でも検討を始めたところでございます。

その後、愛知県常滑市への食と農業と福祉の連携事業の視察、道の駅まえばし赤城と道の駅常総を手がけた事業者の勉強会も実施しました。さらに、道の駅の基本構想の計画策定に向け、準備も進めております。

この跡地は、農家の皆様から提供された貴重な土地でございます。町の新鮮な農産物や加工品の開発、販売などにより、地域農業の魅力を広く発信できる施設を検討したいと思います。併せて、他の道の駅での導入事例があるように、防災拠点、工業系、各種加工施設、公園等との複合化を含め、この地域が発展するよう柔軟に検討を進めていきたいと思っております。

また、この跡地に隣接する本庄道路の築造工事の進捗状況や社会情勢の動向をしっかりと見据え、町民の皆様喜んでいただける活用方法の実現に向け、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の2、諸改革についての②学校行事の改革についての御質問にお答え申し上げます。

年々暑さが厳しくなる中、学校において児童・生徒の健康と安全を守ることは重要なことだと考えております。そのため、現在、上里町内の小・中学校では、熱中症対策の1つとして、学校行事の日時や内容の見直しを図っております。

一例を申し上げますと、ある学校では、今年度、社会科見学での実施場所を屋外で活動する施設から、暑さが厳しい中でも体験や見学ができる屋内施設へ変更しました。また、9月に実施していた学校公開を11月に移動することで、大勢が集まる中で児童・生徒や保護者が安心し

て学習活動に取り組めたり授業に参加することができるようにしております。

議員御指摘の運動会、体育祭についてですが、熱中症対策として、町内の小・中学校では、10月中旬から下旬に実施を予定しております。練習時期も考慮しており、全ての小・中学校で運動会、体育祭の練習は10月から開始いたします。10月中も暑さが厳しい日があることが予想されますので、各学校のマニュアルに従い、健康・安全に配慮した練習を実施いたします。

今後も、行事のバランスや活動の意義に鑑み、学校行事の時期や内容の精選を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それでは、順を追って何点か再質問させていただきます。

まず、要望書についてですが、先ほど町長の答弁の中にあったように、単年度で簡単に要望に応えられるような案件ばかりではないというのは私も承知しています。午前中の同僚議員の質問の中にも、ユニクスの信号機の問題等、こういうのは何年も何年も続いているわけですね。

だから、こういった要望書というのは時間がかかってしょうがないのかなという気はするんですけども、先ほど、これを例えば、郡上のほうの区長さんというか、住民から要望出た場合、年度ごとに進捗ですか、そういった、区長も任期があって代わるわけではないですか。2年以上時間かかってしまうものについては、こういう状況だということを区長さんが交代したときにも、区長さん同士で引継ぎもやるんでしょうけれども、何というのかな、何のコメントがない場合は、やっぱりその辺は、何というのかな、もう少し丁寧に行政区長のほうに、こういうふうな状況ですよということぐらいは伝えてやるのは親切かなというふうに思うんですけども、そういう体制は今後取れるのでしょうか。それについてちょっと答弁いただけますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

要望事項についてで、区長に対しての報告ということがございました。区長から提出のありました要望案件につきましては、任期満了後、後任区長が引き継ぐような、区長会総会等で説明してまいっておるところでございます。具体的には、12月の臨時会等で、タイミングを見て報告させていただいております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔８番 齊藤 崇君発言〕

○８番（齊藤 崇君） それから、要望書というのは答弁の中にあったように、多岐にわたってあるんですけれども、例えば、道路整備課に関する要望書がかなり多いというふうに、さっきのですと63件ですか、132件中の。63件ですね。それで、例えば、そういった来年度予算を要求するときに、道路整備課のほうが、当然、先ほども言ったように、優先順位をつけてやるわけで、工事というか、要望書に対して対応するわけなんですけれども、それについて、来年度はこれと、これと、これというか、優先順位をつけた上でやる場合に、その辺の予算づけというのは、要望書の内容によって決めるのか、それとも来年度はこれだけの予算だよというふうに予算づけするのか、どちらなのでしょう。その辺について答弁お願いできますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の道路管理についての再質問にお答え申し上げます。

道路整備課としましては10件以上をやるという中で、予算づけを含めて、計画を上げる段階で、予算を、予算申請といいますか、そういった手続に入ることとなります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ８番齊藤崇議員。

〔８番 齊藤 崇君発言〕

○８番（齊藤 崇君） そうすると、要望書の案件によっては、例えば、来年度、7年度のこういった要望書の予算はこれだけだよというふうに捉えられるのか。それとも、何というかな、要望書の内容が、例えば、これだけの予算だから、これだけできるよとか。今、仮に道路整備課を例えて言っているんですけれども、ほかの課もあると思うんですね。例えばカーブミラーだとか、安全に対するということになると、くらし安全とかが対応すると思うんですけれども、そういった場合に、やはり、本当にさっきから言っているように難しいというか、年数、時間がうんとかかる要望書もあるし、簡単にできるものもある。だけれども、それには優先順位をつけて、予算との兼ね合いもあるんでしょうけれども、その辺が、さっき答弁もらいましたけれども、その内訳というのがよく分からないところがあるんですけれども、要するに、安易な要望書だったら、後回しに逆になってしまうのか、緊急性がというか、優先度が低いやつは。

そうすると、さっき6年度、今年の3月末で積滞しているのは132件、これがさっき私が質問したときには、毎年伺ったところによると、20件程度来ているというわけですね。これが半分程度しか要望に応えられていないということになると、国の借金でないけれども、どんどん膨らんでいってしまうよというふうなことが懸念されます。

これ一遍にやるというのは絶対無理なんですけれども、いずれにしても、順位づけして、結局、私の認識の中であるのは、順位づけして、優先度の高いものからやっていくと、要望に応じていくというふうに捉えているんですけれども、その辺ももう少し幅広く予算を、例えば、今言ったように、道路整備課だけに特化して言うと、来年度の道路整備に関して要望書に応えられる予算はこれだけだよという、その決め方の基になるものというのは、もう一度ちょっと説明していただけますか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

要望書の関係で、先ほどもちょっと、優先順位をつけて順次対策を講じていると。また、案件によっては緊急度、重要度を勘案するわけですが、内容によって、必要なものをまず予算要求の中に積み上げて、具体的にこの辺まで予算化していくという手続ということで御理解いただきたいと思っております。

今までも、5年からかな、件数をできるだけ増やしていこうということで改善を図ってきたところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） はい、分かりました。

それに関連して、要望書の扱いですね、即要望に応えられない、年度、数年度に絡んでしまうというふうな、わたってしまうような案件について、ただ、今まで私がこの間ちょっと聞いたところによると、ただ、総務課では、一旦は受け付けますよ、受け付けましたということで処理をしていたようなんですね。これを要するに、やはりもっと丁寧な対応の仕方というんですか、やはり受け付けたら要するに担当課、道路整備課なら道路整備課の案件、要望だったら、そちらから一時的な回答はというふうに、丁寧な回答を一応しておくということをしておくと、区長さんが代わっても、それを引き継いでこういうふうな一次回答もらっているから、ある程度時間がたったらまたチェック入れてみてくれというふうな対応は取れると思うんですね。

だから、これを先ほど言ったように、徹底してくれるようなことを言っていましたので、是非これを守ってもらっていつていただきたいなというふうに思います。

それから、2番の諸改革についての、これ年次計画の改革ですね、改革というのは、先ほど言ったように、理論的なことを言いましたけれども、やはり時代とかそういうものに対応する

必要があるわけですよ。こういった猛暑、酷暑、災害級の暑さ、こういうふうに変わってきているわけですね、気候変動というか。

こういう中で、先ほども町長の答弁の中で、私が何で同じ場所になってしまったのかという質問したと思うんですけども、検討した結果、また同じ場所ですよ。検討した結果同じ場所というのはちょっと理解できないんですよ。堤の調節池で以前やっていたのを私も理解しています。当然あそこは御陣場川の流域の、水の調整する場所ですから、これは県の管理になっていて、便宜上上里町が利用させてもらっているということで、当然雨が降ったり、ちょっと何というか、水量が多くなれば、あそこへため込むというふうなシステムになっていますから、それは分かります。

でも、以前の、前町長のときも、この件について質問したことあるんですよ。こういう場所に設定して、体育祭だとか、ふれあい祭り、これ計画すれば、絶対に中止になる可能性が大なんですよ。なんで、先ほど、去年の今頃、9月の一般質問でもしたように、結果的にはイオンタウンのところで開催するようにしたということなんですよ。いずれにしても、このフェスティバルに参加する、実際に活動する人、消防団とか、消防署の団員ですよ、こういう人も、さらに見えて全く大変だなという気がするんですよ。それにテントを張って、何というんですか、我々が、来賓の方とか、いろいろ見学に来る親子連れとかいるわけですけども、熱中症というのは、特に小さい子とか高齢者がかかりやすいと、影響受けやすいというふうな報道を聞いております。

ですから、もしこの場所でまた継続してするんだったら、先ほど時間を1時間早めたというんですけども、時間を早めるのもいいんですけども、時期を何でこの時期、要するに時期も言いましたけれども、8月下旬から9月、9月1日というのは防災の日と国が定めたようなことも聞いていますけれども、別にこの辺に、この辺りでやらなくても別にいいわけではないですか。防災というのは、災害というのはいつ来るか分からないんだから。だから、私はその場所とか時間をというふうに言いましたけれども、やはり1時間早めたぐらいでは、そんなに効果は上がれない。この時期でなくても、改革というのは、さっきも言ったように、必要に応じて、皆さんがうまく町民サービスを向上させるために、行政の在り方を見直すということが必要なのではないかなと思うんで、もう少し検討をした結果が同じ場所なんで、もうちょっと検討していただけないかと思うんですけども、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の防災フェスティバルの時期と場所等についての再質問にお答え申し上げます。

防災フェスティバルの意義を踏まえて検討した結果、本格的な台風シーズンの前に実施することが最も効果的であると考えていまして、昨年と同時期の開催になりまして、時間を早めた形になります。

また、熱中症等の暑さ対策についても、例年用意しているテントや飲物、扇風機に加え、スポットクーラーの稼働とか、1時間早めるなどの対策を講じた中でも、今年は特に日本全体が大変向暑というか、暑い時期になってしまったということで、若干の反省点はあるかと思いますが、来年度の実施については、今年度の実施状況を踏まえて、参加者及び実施者ともに健康を害することのないよう、場合によっては日程等も、もう1回検討し直して猛暑対策を取りながら引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 先ほどから言っているように、行革ということについては、今ここでは防災フェスティバルを取り上げましたけれども、やはりほかにもいろいろ町独自の事業があるわけです。ですから、町長が今答弁したように、台風シーズンに備えてとか、例えば、火災シーズンに備えて消防点検とか、11月やっていますよね。あれだってあれですよ、考えて、私も随分参加していますけれども、11月だというのにコートを着ていかなければあそこへ座って、来賓席に座っていると寒くてどうしようもなく、何か携帯用のカイロなんか配ってもらったようなことありましたね。

だから、別に火災だって、町長、火災シーズンだからといって引き締める必要もなく、今は本当の火を使うというのはほとんど家庭でも昔から比べれば少なくなっているわけですよ。IHだとか、そういうものがどんどん普及してきていますから、ストーブに関しても、やっぱり炎が出るやつというか、電源を入れないと使えないようなストーブがほとんどですよ。そうすると、火災に対する、火災シーズンに対する備えとして、11月にそうやってやるということも、それは考えてみれば当たり前かも知れないんですけれども、年間通して火災なんていうのは起きているんですよ。4月のあれは何だ、中学校の入学式の日だから4月8日ですか、あの日だって、昼に住宅火災が起きていますよね。

結局、先ほどから言っているように、火災だって何だって、災害だって年間通してあるということなんで、それを改革というか、していくのは行政改革だというふうに思うわけですよ。だから、ほかにもいろいろあると思います。今、思いついたところだけをちょっとしゃべっていますが、そういうことを考えると、やはり時期とかそういうものに適応した、時代に適応したやり方をやっていくのが行政改革だというふうに思うんですけれども、そういったことを町

の独自、オリジナルな事業に対して、もう一度見直すということを考えてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の年間計画の改革についての再質問にお答え申し上げます。

先ほど特別点検が11月でということで、寒さ厳しいというお話ありましたが、児玉郡市の特別点検では、上里だけではなくて、1市3町で11月の日を割り当てていますので、その変更については、まだ検討しなければならない課題があるかと思っております。

そういった中で、齊藤崇議員のおっしゃっている改革というところを踏まえ、町単独で検討できるものについては、再度検討させていただくということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それでは、次の学校行事について何点か聞きたいと思います。

今年度から始まった、何でしたか、あれ、クールオアシス、こういうものが、必要性があると教育委員会のほうは考えて、じゃこういうものを事業としてスタートさせましょうということで始めたと思うんですよ。これが、だから先ほどから言っているように、改革の1つなんです、暑さに対する改革。

最近、よく小学校の児童の登下校というか、下校が主なんですけれども、見ると、日傘を持っているんですね。昔、我々そんな日傘を差して下校したなんていう記憶ないんですけれども、本当につい最近見るようになったんですよ。当然水筒もそうですね、個人の水筒もそうです。水筒を我々が小学生時代持っていたかということと持っていないんですよ。

こういうふうに、先ほどから言っているように、社会の変動や危機に対応してスタートしているわけではないですか。だから、先ほど運動会とか体育祭についてちょっと特化して質問、答弁いただきましたけれども、やはりこういうことが時代に即した対応の仕方ということですよ。

ほかに、先ほど教育長が答弁してくれたように、社会見学とか、そういうものも、公開授業なんかも時期を変えていますよという説明がありました。これはほんの一部、体育祭とか運動会とか、こういう社会見学等は一部なんですけれども、まだまだそういった時代に即したもののやり方というか、方法があるかと思います。

これを是非今後、特に暑さとか交通安全もそうなんですけれども、そういうものに特化して、

洗い出してひとつやってみる気はないでしょうか。その辺について答弁をお願いできますか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、まだまだいろいろ目を通せばたくさん改革できるところはあるかなと思いますので、今後、学校長等と協議する中で、改革できるところは慎重に改革を進めていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 先ほどの答弁の中で、運動会とか体育祭ですね、これを10月に今年度から移行しますという話を聞いて一安心したわけなんですけれども、これはあれですか、昨年度の教育委員会で決定したことなんですか。それともタイムリーに、何とかな、変えたというか。要するにタイムリーというのは、この暑さだからちょっと時期ずらそうかというふうなことで、各学校の校長集めてやったのか。それとも年度始め、年度始めというか、年度計画だから、昨年の末、3月頃にこういうものを決定したのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

昨年度も結構、北中だったかな、結構遅くに体育祭、9月頃の予定をずっと、11月ぐらいまで遅らせたこともございました。今年度の計画については、そうした反省を踏まえまして、大体11月頃だったと思います。本年度の計画について提示をさせていただいたというところでございます。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） それから、熱中症が一番問題なんですけれども、過去に、この時期、9月に体育祭、運動会を開催していて、こういった児童・生徒の中で熱中症等にかかったというか、熱中症になった、過去にどのくらい数があるかちょっと分かったら教えてください。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 齊藤雅男君発言〕

○教育長（齊藤雅男君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

こちらで数は把握していないんですけれども、過去には数名、救急車呼ぶほどではありませんが、熱中症と疑われる症状で、保健室等で休憩した、あるいは保護者に引き取ってもらったということはあるようでございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） それでは、次に移ります。

下水道終末処理場跡地予定地について、先ほど町長の答弁だと、最終的に検討に入っているんでしょうけれども、勉強会等も実施したり、道の駅という言葉が出てきたんですけれども、道の駅ということになると、この17号には群馬県の玉村にあって、埼玉県へ入ると、岡部にあるんですね。ちょうど中間になるのかどうか分からないんですけれども、距離的に、ただ単に同じような道の駅の構想だと、これは全然効果がないような気がするんです、個人的には。何か特異的な、あそこの上里の道の駅へ行こうだよ、こういうものがあるよというふうな、何かほかとは違ったものがないと人は寄ってくれないというふうな気がするんです。

というのは。同じようなんだと、やっぱり距離的に玉村と岡部では距離がそんなになくて、この中間に、上里に造ったからといって、そんな効果は期待できないかなというふうに思うからなんです。

じゃ高速の、関越の要するに上里サービスエリアというのは結構人がにぎわうというか、乗降客というんですか、車が結構止まるというのは、都心から約1時間ぐらいですか、地理的、時間的にもちょうどいい場所なんですね。なんで、結構の地方の人に聞いても、上里サービスエリアというのは知名度が高いんですね。

そういうこともあって、地の利点があるんでしょうね。そういうことから考えても、やはり本当の単純な道の駅の構想だと効果がないように思うんですけれども、公的な設備、公共施設ですね、そういうものも組み合わせで造るような考えがあるんでしょうけれども、いずれにしても、こういう話が町長始まって、でき上がるまでが大体10年とか、ちょっと例はよくないかもしれませんが、工業団地アクセス道路なんて10年かかっていますね。そういうふうに話が始まってからでき上がるまで、大概10年以上は経過、時間を要しているんです。

となると、先ほどから言っていますように、計画変更から19年たって、毎年100万円の除草費用、19年たっていると、単純に1,900万円、あと10年たつと2,900万円というふうな、そういう経費がかかるわけですよ。

だから、先ほど言ったように、ここで真剣に協議会とか何か、メンバー出してつくったら、積極的にやったらどうかなと思うんですけれども、その辺について、スピード感を持ってやる自信、計画はあるでしょうか、お伺いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の下水道終末処理予定地の再質問にお答え申し上げます。

齊藤議員も御存じかと思いますが、本庄道路の期成同盟会が8月7日に、黛議長も入れて、国交省、それから財務省のほうに要望活動しました。その中で、期成同盟会の中では令和14年に開通目標みたいなことが出ています。上里町内も用地買収率、本庄道路の用地買収率が99%という数字になっておりまして、そういったところから見ると、それを目標に約8年後、そういったところで10年はいかからないでやりたいなということと、国が道の駅に求める1つの最近の情報ですと、防災機能を持った道の駅を考えてほしいということがあるようです。この地域に防災道の駅とうたった道の駅というのは、あまり私が見た感じではないですね。先ほど言った玉村も防災面はないですし、岡部の道の駅も防災面の機能を持っていません。最近始めた桶川は防災道の駅というのをうたっています。

そういった中で、国道17号本庄バイパスというところで、上り線側にもし造るとすれば、上り線側に道の駅で防災機能を持ったところはないので、そういったところも含めて考えていく必要があるかなということと、隣の高崎市の新町には自衛隊という災害用の、災害派遣のための自衛隊もございますので、そういったところとの連携も含めて今後詰めていく必要があるかなと思っております。この近くにない機能を持った新しい道の駅というものがあるかと思えます。また、地域の、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、経済活動という点でも魅力ある、そこを目的地に来る道の駅に考えていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） この予定地が4.2ヘクタールでしたか、ということは、今の町長の答弁の中にある道の駅構想に防災機能というんですか、そういうものを組み込んで、土地の面積がこれでカバーできるのか、またはこれでは広過ぎるのか、それとももっと土地を増やさなければいけないということできないのか、その3点のうちどうなのでしょう。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の下水道処理場の再質問にお答え申し上げます。

基本的には齊藤議員おっしゃるように、約4.2ヘクタールありますので、その4.2ヘクタールをどういった形にするかという、そのベースにしてやるかということはまず第一前提に考えておりまして、そこにいろいろな機能を持ったものができるのかどうか。また、地域に進出した

い企業も情報としてありますので、そういった意味での、まず4.2ヘクタールをどう活用できるかという、グランドデザインですか、そういったものはしっかりつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 分かりました。

先ほどから申しているように、毎年の除草、草刈り費用が100万、午前中の同僚議員も言っていましたように、単純に100万と言っても、要するに町民が汗水垂らして納めた税金です。これが要するに、単純に1,900万になるわけではないですか、ですから、これはさっきの町長の答弁ですと、10年とはかからないで8年ぐらいかなという目論見みたいですが、それにしたって結局は、その間、そういった除草費用というのは発生しているわけです。一日も早く、8年と言わずにできるだけ早く、こういう無駄なお金を使わないように取り組んでいただきたいなというふうに思うんですけども、町長がもっと、先ほども言ったように、スピード感を持って物事を進めるというのは世の中の常でございます。是非これを100万でも200万でも減らすようなことを考えて、スピード感を持って対応していただきたいなというふうに思うんですが、答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほどの別件でもお話ししましたが、スピード感を持ってやるということは、役場の職員挙げて全員で取り組んでいるところでございますので、そういった職場全体の総力を挙げて、この案件だけではなくて、町民のために行政サービスをしっかりやっていくという覚悟を持ってやっていきますので、御理解いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時49分散会